

# 大分県人権施策基本計画

大分県人権施策推進本部

## はじめに

21世紀は、「人権の世紀」といわれています。平和の確保や地球環境の保護とともに「人権という普遍的文化」の構築は、世界の人々が手を携えて実現すべき課題であるとの認識が国際社会に広まっています。

国際連合は1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までを「人権教育のための国連10年」と定め、加盟各国やその地方機関レベル並びにNGOが人権教育や啓発に計画的に取り組むよう行動計画を発表しました。日本政府に引き続き、本県も1998年（平成10年）に行動計画を策定し、人権教育・啓発をはじめとする取組を進めてきました。

今日、学校や社会における子どもへの危害や高齢者・障害者に対する虐待、女性への暴力などの社会問題、そして、インターネット上での差別表現やひぼう中傷など新たな人権侵害も見られるように、多くの人権の課題があります。また、同和問題では、結婚差別や差別文書が根絶されておらず、差別の解消に向けた粘り強い取組が必要です。

「国連10年」の期間は昨年12月で終了しましたが、人権を尊重する社会の確立は国とともに地方公共団体が今後も積極的に取り組むべき課題です。「国連10年」の取組を受け継ぎ、人権施策をさらに進めるため、このたび「大分県人権施策基本計画」を策定いたしました。

この計画では、「自己実現の追求」・「差別の解消」・「共生社会の実現」を基本理念として、人権教育・啓発をさらに充実させ、併せて、人権に関する相談・支援・権利擁護の取組を進めるなど、人権施策を総合的に推進することとしています。

県では、この計画に基づき、県民の皆様やNPOなどの団体と協働して人権を尊重する社会の確立を目指して各種施策に取り組んでまいります。

平成17年1月

大分県知事 広瀬勝貞

## 大分県人権施策基本計画目次

	(頁)
第1章 大分県人権施策基本計画に課されているもの	
計画策定の根拠と意義 -----	1
計画の性格と課題 -----	2
第2章 人権をめぐる社会の取組	
国際社会(国連)の取組 -----	3
国内の取組 -----	3
県内の取組 -----	3
第3章 人権をめぐる県民の意識	
平成15年度「人権問題に関する県民意識調査」の概要 -----	6
調査結果の特徴 -----	6
第4章 人権尊重社会の確立に向けた取組の基本とするもの	
人権尊重の基本理念 -----	8
人権尊重の社会づくりを担う行政の推進 -----	9
第5章 人権施策の総合的な推進	
人権教育・啓発の推進 -----	10
1 あらゆる場における教育・啓発の推進 -----	10
1) 家庭や地域社会における教育・啓発の推進 -----	10
2) 学校や保育所における教育・啓発の推進 -----	11
3) 企業・団体における教育・啓発の推進 -----	13
4) 特定職業従事者に対する教育・啓発の推進 -----	14
2 推進環境の整備 -----	15
1) 人材の養成と活用 -----	15
2) 教材の整備と活用 -----	16
3) プログラムの開発 -----	17
4) 情報提供システムの充実 -----	18
5) 国・市町村との連携 -----	18
6) NPOとの協働 -----	18
相談・支援・権利擁護の推進 -----	19
第6章 様々な分野における人権行政の推進	
同和問題 -----	21
女性の人権問題 -----	24
子どもの人権問題 -----	26
高齢者の人権問題 -----	29
障害者の人権問題 -----	31
外国人の人権問題 -----	34
医療をめぐる人権問題 -----	36
様々な人権問題 -----	38
1 プライバシーの保護 -----	38
2 犯罪被害者やその家族の人権問題 -----	39
3 ネット社会の人権問題 -----	40
4 性同一性障害や異性愛外(同性愛等)の人権問題 -----	41
5 その他の人権問題 -----	41
第7章 計画の推進方策	
県の推進方策 -----	42
関係団体との連携と県民との協働 -----	42
計画の推進期間と見直し -----	42
【資料編】 -----	43

## 第1章 大分県人権施策基本計画に課されているもの

### 計画策定の根拠と意義

#### 1 策定の根拠

「人権」は、「人々が生存と自由を確保し、幸福を追求する権利」であると定義づけられています。(人権擁護推進審議会の「教育・啓発に関する答申」から引用)

人権を尊重する社会を確立することは、地方公共団体の本来の責務です。この計画は本県に人権尊重社会を確立するための人権施策を総合的に推進するための基本計画となりますが、具体的には以下の要請に基づいています。

- 1) 人権をめぐる県内や国の動向、さらには国際社会の情勢を受けて、本県は1998年(平成10年)3月に「人権教育のための国連10年」大分県行動計画(以下、「県行動計画」という)を策定しました。県行動計画の推進は、教育・啓発など人権施策を初めて総合的に推進する取組となりました。「人権教育のための国連10年」(以下、「国連10年」という)は、2004年(平成16年)12月に期間が終了することから、「国連10年」後の本県の人権施策を推進するために新たな基本計画を作ることが県行動計画・後期推進計画に定められました。
- 2) 国は、1997年(平成9年)5月に人権擁護推進審議会を設置し、人権教育の推進や人権侵害への対応の方策を諮問しました。この審議会は1999年(平成11年)7月に「人権教育・啓発の推進に関する答申」を行い、2000年(平成12年)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(教育・啓発法)」が施行されました。この法律は、人権教育・啓発を推進するために国や地方公共団体、国民の責務を明らかにしています。とりわけ第5条には、人権教育・啓発を推進するための施策を策定・実施することが、地方公共団体の責務であると定めています。

#### 2 策定の意義

21世紀を迎え、国際社会はもとより、わが国や本県においても人権をめぐる様々な動きがあります。本県が人権施策を総合的に推進するための基本計画を新たに策定することは、以下の意義があると考えられます。

- 1) 人権施策を推進するうえで、人権をめぐる本県の現状について、行政や学校、企業、団体、そして県民一人ひとりが共通の認識を持つことです。
- 2) 人権施策を推進するためには、様々な人権問題の解決に向けて総合的に取り組む必要があります。県はどのような内容のことを、どのようにして取り組むのか、という取組の方向を明確に示すことです。
- 3) 人権施策を総合的に推進するためには、行政や学校、企業、団体、そして家庭や地域の取組が必要です。それぞれに期待される役割を明らかにし、協働・連携しながら人権施策に取り組むことです。

---

「人権教育のための国連10年」=1995年(平成7年)~2004年(平成16年)。1994年(平成6年)の国連総会で決議され、国連行動計画が発表された。国連の計画では、人権侵害を受けている社会集団を分類して人権問題の重要課題を整理したこと、人権保障に実効のある職業集団を定めて特別に教育すること、人権文化(人権を尊重する意識を高め、態度を示し、行動すること)の構築を目的とすること、国際人権基準の普及を図ること、広報を重視すること、態度形成の手法を普及すること、などが示されている。

## 計画の性格と課題

### 1 計画の性格

県はこれまで、県行動計画や県の総合計画などに基づいて人権施策に取り組んできました。一方、これらの計画の策定後に制定された「教育・啓発法」や大分県男女共同参画推進条例などの国内や県内の動向をも考慮する必要があります。

このため、この計画は以下の性格を持つものとします。

- 1) 「教育・啓発法」には、第5条の地方公共団体の責務のほかに、第3条に地方公共団体が行う人権教育・啓発の基本理念を規定しています。この計画を第5条に規定する地方公共団体の施策と位置づけます。
- 2) 本県で初めて人権施策に総合的に取り組んだ県行動計画は、人権文化を構築すること、国際人権基準を普及すること、重要課題を設定すること、特定職業従事者に対する教育を強化すること、などを特色としています。これらの特色は、人権施策を推進するうえで重要な指標と考えられますので、県行動計画を継承し、発展させることとします。
- 3) 人権施策の推進にあたっては、人権問題に関する教育・啓発だけでなく、人権問題が生じたときの相談や救済など総合的な取組が必要です。また、その他に行政のそれぞれ分野の中には、人権を具体化し保障する取組が数多くあります。人権尊重社会を確立するために、県全体で人権施策を総合的に推進しながら人権行政を確立します。

### 2 計画の課題

- 1) 近年、インターネットを悪用した誹謗中傷・差別表現等ネット社会での人権侵害や犯罪被害者・家族に対する二次被害など、これまでにない社会問題が発生しています。こうした問題を新たな人権の課題として整理し取り組む必要があります。
- 2) 人権問題への取組は、教育・啓発・相談・救済だけでなく、関係する行政分野で人権尊重の基調に立つ取組をすすめる必要があります。人権施策の推進と人権行政の確立をめざす総合的な方策が必要です。
- 3) 本県で人権施策を推進するうえで、人権問題に関する県内の状況や県民の意識を把握し、さらに、人権問題の解決をめざして活動する県民各層の意見を施策に反映する必要があります。

---

重要課題 = 県行動計画の重要課題の分野は、「女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人・医療・様々な」の8分野としているが、本計画もこの区分に準じている。

ネット社会 = インターネットや携帯電話などの普及を背景に、高速で大量の情報を交信し相手の実態が不明なコミュニケーションが可能となった社会又はその交信の場。匿名性や仮想現実性が社会問題化している。

人権施策・人権行政 = この計画では、教育・啓発や相談・支援等人権問題を解決し人権が尊重される社会をつくるための施策を「人権施策」とし、人権尊重を基調として職員が個々の職務に当たる行政のあり方を「人権行政」と定義している。

## 第2章 人権をめぐる社会の取組

### 国際社会（国連）の取組

国際連合（国連）は1948年（昭和23年）に世界人権宣言を採択し、「基本的人権の承認は、世界平和の基礎であり、理性と良心によって支えられる」ことを明らかにしました。国連は人権委員会を中心に、人権に関する国際条約を次々と採択しました。また、「国際年」や「国際10年」を設定し国際社会に共同の取組を求めました。さらに加盟国やNGOと共同して人権に関する国際会議を開催し、国際社会に人権課題をアピールしています。特に1993年（平成5年）のウィーン世界人権会議は「人権が国際社会の指導原理であること」や「人権意識の徹底・人権教育が不可欠であること」を確認しました。これを受けて、同年に国連人権高等弁務官が設置され、1994年（平成6年）12月の総会で「人権教育のための国連10年（1995年～2004年）」を決議して国連行動計画を発表しました。また、2004年（平成16年）12月の総会では、「国連10年」の後継の取組として「人権教育のための世界プログラム（2005年～2007年）」を採択し、初等中等教育に重点を置いて人権教育をすすめることとしています。これまで国連は、「国連システム」といわれる加盟国とNGO・個人が共同・連携する手法で、国際社会の様々な人権課題に取り組んでいます。

### 国内の取組

わが国では1947年（昭和22年）に「基本的人権の尊重」を基本原則とする日本国憲法が施行されました。同年に児童福祉法が施行され、福祉関係制度の整備が始まりました。1969年（昭和44年）にはわが国で最初の総合的な人権政策となる同和対策事業特別措置法が施行されました。また、1979年（昭和54年）に国際人権規約が批准され、これまで12の人権関係条約が批准されています。1997年（平成9年）7月には「国連10年」に関する国内行動計画が発表され、同年には人権擁護推進審議会が設置されています。この審議会は、「人権教育・啓発の推進に関する答申」を行い、「教育・啓発法」が制定されました。また、審議会は2001年（平成13年）5月には「人権救済に関する答申」を行い、人権侵害に係る被害者救済の制度化が進められています。一方、2000年（平成12年）には「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されるなど、新たな人権課題に取り組むための制度化が進められています。

### 県内の取組

1947年（昭和22年）に「住民の福祉の増進」を基本とする地方自治法が施行され、本県でも教育や福祉などの様々な分野で県民の人権を尊重する取組が行われました。そして、社会情勢の変化や県民の要望に応えるため、「国連10年」に取り組みました。

## 1 県行動計画の推進

### 1) 推進の経過と概要

県は、1997年（平成9年）10月に「国連10年」大分県推進本部を設置

---

人権に関する国際条約・「国際年」・「国際10年」・人権に関する国際会議 = 資料編参照

し、同年12月には計画の策定と計画の推進に県民の意見を反映するため、「大分県人権教育推進懇話会」を設置しました。この懇話会の意見を取り入れながら、翌年3月に県行動計画を策定しました。また、県行動計画を具体化するため、「部局別推進プラン」・「人権教育教材整備指針」を作成しました。併せて、「国連10年市町村推進ガイドライン」を作成し、市町村の取組を支援しました。一方、後半の期間の実施事項を整理した県行動計画・後期推進計画を2001年（平成13年）3月に策定しました。さらに単年度の進行管理を行うため、「人権に配慮した職務遂行計画」に取り組みました。

#### （県行動計画の概要）

県行動計画の目標は、人権の尊重を日常の中で当たり前とする意識を確立し、実行する「人権文化」を大分県に築きあげようとするものです。

県行動計画の基本理念には、県民一人ひとりの個性を尊重し様々な文化や多様性を認め合う「共生社会」の実現を掲げています。

目標実現のために、「条約などの国際人権基準の普及」・「人権問題と課題の整理」・「人権教育が特に必要な職業グループの設定」・「生涯学習への位置づけ」・「手法の普及と伝播」を人権教育・啓発の視点としています。

学校や幼稚園・保育園、家庭・地域社会、企業・職場など、あらゆる場で人権教育・啓発を進めることとしました。

人権教育・啓発を進めるために、人材の育成や教材・学習プログラムの整備、マスメディアやIT技術の活用、市町村の取組支援、民間団体との連携に取り組むこととしました。

#### 2) 成果と課題

県行動計画の策定以降、これまでの県の推進本部の取組状況を2004年（平成16年）7月に、「中間とりまとめ」として整理しました。この「中間とりまとめ」と2003年（平成15年）9月に実施した「人権問題に関する県民意識調査」（以下、「15県民意識調査」という）の結果を合わせて、以下の成果と課題を整理しました。

#### （あらゆる場における人権教育・啓発の推進について）

人権教育の重要性を認識し多様な人権教育の必要性を理解するなど、人権教育に関する認識が高まりました。

15県民意識調査では、人権関係の研修会や学習会に一度も参加したことがないとする回答や研修会等の開催を知らなかったとする回答が過半数を超え、研修会等に興味がないとする回答も半数近くになっています。情報提供を工夫し、人権教育がこれまで開発してきた多様な手法を活用して住民のニーズに応える教育・啓発を行う必要があります。

特定職業従事者に対する教育・研修の必要性は理解されましたが、知識を普及する研修や臨時的な研修が多く、研修の体系化・計画化が不十分です。

---

「手法の普及と伝播」=人権教育や啓発・研修を進める効果的な手法を開発し、これを普及し広げること。人権学習の場合、多くの人の手を経るほどに手法に様々な工夫が加わり、豊かなものになる傾向がある。

(人材・教材・手法について)

同和問題や人権一般だけでなく、様々な分野で行われてきた人権教育・啓発の組織的な連携が構築されてきました。しかし、手法の開発や人材の育成・活用、教材の整備などの具体的な連携は進んでいません。

教育・啓発に係る環境の整備では進んだ分野もありますが、高齢者や外国人、医療の分野ではあまり進んでいません。また、ホームページの運営など人権情報の提供が効果的に行われていていません。

(重要課題分野について)

人権に係る重要課題分野が整理され、人権問題に対する共通の認識が広がっています。しかし、外国人や医療の分野では人権尊重を規定する基本方針(計画)が未整備です。また、外国人の分野においては、特に定住外国人の権利擁護や支援などの取組は進んでいません。

(推進体制・連携について)

人権教育の推進体制については行政を中心に県内全域で整備が進みました。しかし民間企業や団体では県段階の団体では整備が進みましたが、個々の企業や単位組合・会員企業での整備はあまり進んでいません。

議会議員や宗教者、法曹関係者、当事者団体、NPO、NGOの代表者は人権教育推進懇話会など県の多くの審議組織に関係分野委員として参加しています。しかし、人権教育に関する情報提供やそれぞれの組織が連携する取組は進んでいません。

## 2 人権尊重の大分県をめざす宣言

1998年(平10年)は世界人権宣言50周年にあたり、9月の県議会で人権尊重の県づくりに向けた宣言を行うよう求めた請願が採択されました。11月には50周年を記念する知事・市町村長の国連旗署名キャラバンを実施し、12月4日に「人権尊重の大分県をめざす宣言」を行いました。

21世紀は人権の世紀といわれていますが、人権をめぐる社会の動きはますます複雑化しており、県民の意識や意見も多様化しています。大分県に人権尊重の社会を確立するための新たな枠組みが必要となっています。

## 3 市町村における「国連10年」の取組

県内の市町村では、2002年(平14年)9月までにすべての市町村で推進体制が確立し、行動計画が策定されています。これは国内で先進の取組となっています。また、具体的な取組については、県は「国連10年市町村推進ガイドライン」に基づいて市町村を支援してきました。しかし、これまで同和対策や同和教育に取り組んできたかどうかで、「国連10年」の取組にも格差が生じています。今後も合併後の市町村に対して、これまでの取組を踏まえた新たなガイドライン(実施基準)を作成して、市町村が人権施策を総合的に推進するよう支援することが必要です。

---

当事者団体 = 人権侵害を受ける人々で構成される団体。当事者の立場で対外的に人権問題の解決に取り組む。  
「人権尊重の大分県をめざす宣言」 = 資料編参照

### 第3章 人権をめぐる県民の意識

平成15年度「人権問題に関する県民意識調査」の概要

2003年(平成15年)9月に「人権問題に関する県民意識調査票」を県内有権者から抽出した4,956人(有権者の0.5%)に送付し、返送された回答から、有効回答の2,696票を分析しました。調査の内容は、人権問題の重要課題に関するものや人権教育・啓発に関するもので構成され、全体で40問となっています。

前回の人権問題に関する県民意識調査(以下、「前回調査」という。15県民意識調査を「今回調査」と表示する。)は1999年(平成11年)2月に実施しています。また、国の内閣府は2002年(平成14年)7月に「男女共同参画社会に関する世論調査」(以下、「国14調査」という。)2003年(平成15年)2月に「人権擁護に関する世論調査」(以下、「国15調査」という。)を実施しました。

調査結果の特徴

#### 1) 人権問題全般の特徴

人権問題のうち関心ある分野は「子どもをめぐる問題」とする回答が、前回調査に比べて増えています(前回調査 41.1% 今回調査 46.1%)。

「人権侵害を受けたことがある」とする回答は、全国調査に比べて2倍以上となっています(国15調査 13.9% 今回調査 31.3%)。

人権が守られる社会をつくるために自分がすべきことについては、「生活が精一杯で考えられない」とする回答が前回調査から大幅に増えており、(前回調査 6.8% 今回調査 31.9%)、「努力している」とする回答は大幅に減っています(前回調査 53.4% 今回調査 36.4%)。

行政の広報誌(紙)の人権問題の記事については、75.7%が「読んだことがある」と回答しています。また、人権・同和問題のテレビ・ラジオ番組の視聴については、69.6%が「視聴したことがある」と回答しています。

人権問題の講演会や学習会・研修会の参加経験については、「一度もない」とする回答が半数を超えています(前回調査 50.7% 今回調査 54.9%)。特に民間企業に勤務する人の64.4%が「一度もない」と回答しています。

参加したことの無い理由については、「知らなかった」とする回答が増えており(前回調査 43.0% 今回調査 49.0%)、「興味がない」とする回答も増えています(前回調査 38.4% 今回調査 43.3%)。また、20歳代の60.8%は「知らなかった」と回答しています。

#### 2) 重要課題の分野別の特徴

「家庭内の男女平等については女性に不利益だ」とする回答は、全国調査に比べて多くなっています(国14調査 11.5% 今回調査 16.3%)。

子どもの人権で問題となる項目では、「児童売買春・児童ポルノ」とする回答が大幅に増えており(前回調査 10.4% 今回調査 40.5%)、「家庭での虐待・養育放棄」とする回答も増えています(前回調査 13.5% 今回調査 41.6%)。

「高齢者は家庭内で尊敬されている」とする回答は増えています(前回調査 45.8% 今回調査 54.7%)。

障害者の人権で問題となる項目は、「結婚問題での周囲の反対」とする回答

が、全国調査に比べて多くなっています(国15調査 29.4% 今回調査 41.5%)。

「同和地区住民に対する差別意識はある」とする回答は減っています(前回調査 52.8% 今回調査 41.3%)。

「外国人登録証の常時携帯義務等の外国人への制約はある程度やむを得ない」とする回答は増えています(前回調査 32.3% 今回調査 47.4%)。

「身近のエイズ感染者・患者を支援する」とする回答は 37.2%となっており、「身近のハンセン病の元患者を支援する」とする回答は 41.9%となっています。

### 3) 全体的特徴

人権問題の講演会や学習会・講演会に参加した人ほど、各分野の人権問題への関心は高くなっています。

生活で精一杯であるとする人は人権問題への関心が低くなっています。

若年層は人権問題への関心は少なく、法律制度や人権の取組についての認識も高くありません。

## 第4章 人権尊重社会の確立に向けた取組の基本とするもの

人権の歴史は、国家の権力から個人の自由を守る「第1世代の人権（自由権）」に始まり国家が人々の生活を保障する「第2世代の人権（社会権）」と進展しました。近年、「第3世代の人権」とされる発展の権利や環境に関する権利、資源に関する権利が課題となっています。日本国憲法でも、「幸福追求」や「法の下での平等」の原則の下、様々な自由に関する権利や生存に関する権利が規定されています。一方、社会の国際化や少子高齢化、情報化、国民の価値観の多様化により、様々な社会問題が発生し、新たな人権課題が提起されています。本県の施策はこれらあらゆる人権を対象とするものです。

### 人権尊重の基本理念

#### 1 自己実現を追求できる社会の構築

人はそれぞれがかけがえのない存在であり、様々な可能性を持っています。自分の人生のあり方を自らが考え・選択する「自己決定」が尊重され、自分らしく生きる「自己実現」が可能となる社会を構築することが必要です。そのためには、人権をめぐる動きを積極的に把握し、新たな人権課題に取り組むことが必要です。また、少数者の人権に配慮することがとりわけ重要です。人権の不可分性と相互依存性を正しく理解して、すべて人の人権を相互に尊重し合うことが求められています。人権を相互に尊重する意識を確立するためには、「セルフエスティーム（自尊感情）」や「アサーティブネス（非攻撃的自己主張）」などの新しい人権尊重の考えを取り入れることが必要です。

#### 2 差別の解消に取り組む社会の確立

社会には、人を見下し排除しようとする心理（いわゆる差別意識）やその意識に基づく差別発言・差別行為、これらの結果として生じる不合理な較差があります。こうした較差解消に向けて様々な取組が行われてきましたが、今なお解消されていません。同和地区住民への差別や固定的な性別役割分担に基づく女性への差別的な処遇、障害者や高齢者に対する就労面での排除など、多くの不合理な較差があります。これまで同和問題に取り組む中で、こうした差別意識や差別行為、不合理な較差は、過去の差別的な制度や取扱いが積み重ねられた結果であるとして、差別の解消に取り組んできました。人権尊重社会を確立するためには、差別の解消に取り組むことは基本的な課題です。特に社会制度や慣習に起因する差別については、県民の理解を高めて、解消に向けた取組を進める必要があります。

#### 3 共生社会の実現

県行動計画では、「共生社会」の実現を基本理念としていました。今後とも「ノーマライゼーションの考え方に基づき、多様な価値観と生き方を認め合う「共生社会」の実現に向け、社会のあらゆる分野で「ユニバーサルデザイン」や「バリアフリー」の取組を進める必要があります。

---

発展の権利 = 経済的な発展は市民的権利や社会的権利と不可分な人権であり、発展段階に応じて達成すべき人権基準も異なるとの考え。経済的発展を優先する発展途上国が主張し、先進国と人権概念が対立している。  
人権の不可分性と相互依存性 = 人権は対立や優先の関係にあるものではなく、相互に補強するという考え。  
セルフエスティーム（自尊感情） = （自己尊重）自分を好きと感じ、自分に自信を持つこと。人権意識の重要な要素。  
アサーティブネス（非攻撃的自己主張） = 「自己主張」が本来の訳。人権の分野では「非攻撃的」を付加する。自分も相手も共に大切にしている関係の中で率直に対応し、そのことで対等な人間関係を形成する。

## 人権尊重の社会づくりを担う行政の推進

### 1 人権行政の確立

県や市町村など地方公共団体の業務は、県内に暮らす住民や県域を行き交う人々の人権に深く関わっています。地方公共団体のすべての職員が、人権を十分理解して行政サービスを提供する必要があります。人権尊重社会を確立するためには、人権の尊重を基調として業務に取り組む「人権行政」を一人ひとりの職員が担うことが求められています。人権行政を担うためには、人権を具体化し保障する次の4つの視点で業務を行うことが必要です。

人権問題、特に重要課題について社会の理解を広める。

重要課題についての差別や不合理な較差を解消する。

重要課題の当事者や関係者の権利を拡大し、擁護する。

重要課題の当事者の社会参加や交流を促進する。

### 2 人権施策の総合的な推進

行政施策の中で、人権文化を構築し人権尊重の社会づくりを進める施策が人権施策です。人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、人権問題に関する相談、重要課題の当事者・関係者の支援や権利擁護など様々な人権施策を総合的に進めることが必要です。県のすべての職員がそれぞれの業務の中に人権施策を取り込み、多種多様な人権施策が進められるよう取り組みます。

---

ノーマライゼーション＝高齢者も若者も、障害者もそうでない人も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし、共に生きる社会こそノーマルであるという考え

ユニバーサルデザイン＝年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、最初からすべての人が利用しやすく、そしてすべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方

バリアフリー＝段差などの物理的な障壁（バリア）をはじめ、高齢者や障害者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること

## 第5章 人権施策の総合的な推進

### 人権教育・啓発の推進

人権施策の主要な柱が人権教育・啓発の取組です。「国連10年」の取組で重要とされてきた以下の事項に留意して、あらゆる場における教育・啓発に取り組みます。

学習だけでなく広報や普及の取組も重視する。

世界人権宣言などの国際人権基準を普及する。

知識の普及だけでなく、手法の開発・普及や態度の形成に取り組む。

### 1 あらゆる場における教育・啓発の推進

#### 1) 家庭や地域社会における教育・啓発の推進

##### (家庭における現状と課題)

家庭教育は個人の人権を尊重し命の尊さを認識して、基本的な社会性を身につけるなど、子ども的人格形成に大きな役割を果たしています。しかし、近年、大人の価値観の揺らぎ・しつけに対する自信の喪失など、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、児童や高齢者に対する虐待など人権侵害の問題も生じています。

##### (推進方針)

家庭で大人が子どもの模範となれるよう、大人に対する教育・啓発の機会を多く設け、家庭内に人権尊重の精神や共生社会の理念の普及・啓発に努めます。

大人が自信を持って家庭教育に取り組めるよう、各種相談機関の機能の充実や県民活動の充実に努めます。

児童虐待等に対する相談活動を充実し防止のための啓発に努めます。

##### (地域社会における現状と課題)

地域社会における人権教育は、人権問題を正しく理解し、その解決を図ろうとする意欲と実践力を持った住民を育成することを目的としています。そのため幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、地域の実態に応じて学習機会の拡充や教育内容の充実に努めています。市町村では、公民館などの社会教育施設を中心に講演会・懇談会の実施や啓発資料の配付など、様々な学習機会を提供していますが、学習プログラムの整備や指導者の確保は十分とはいえません。

##### (推進方針)

住民の主体的な参加を促すために地域の実態に即した具体的な課題の把握に努めます。

地域の担当者の研修・交流の機会を設定し、(社)大分県人権教育研究協議会などの民間団体と連携して推進体制の充実に努めます。

人権教育に関する指導者の養成や指導体制の充実に努めます。特に「体験的参加型学習」を推進する「ファシリテーター」を養成します。

市町村に対して、学習プログラムの提供や資料配付、講師等の情報提供を行

---

体験的参加型学習＝一般に「ワークショップ」とよばれる学習形態で、能動的に参加し、行動力と意欲を高めようとするもの。学習のプロセスを大切に、問題解決を図り、態度やスキル(技能)を身につける。  
ファシリテーター＝まとめ役、促進役と訳される。体験的参加型学習(ワークショップ)で、議長役だけでなく学習の素材になるものを用意し、時間管理を行いながら全体を進行するなど複合的な役割を努める。

い、成果発表の場を設けるなど学習活動の活性化を支援します。また、市町村が実施する各種学習会等に人権学習が盛り込まれるよう、人材の育成や学習プログラムの作成を支援します。

人権教育総合推進地域事業等の成果を生かし、家庭・学校・地域社会が連携する住民総参加の「人権尊重の地域づくり」に取り組みます。

## 2) 学校や保育所における教育・啓発の推進

### (公立学校における現状と課題)

学校における人権教育は、豊かな人間性を身に付け、人権尊重社会の確立を図る意欲と実践力を持った児童生徒を育成することを目的としています。そのため、すべての学校で人権教育を教育課程に位置づけ、教育活動全体を通して人権についての正しい理解や人権問題を鋭く捉える感性、課題解決に向けた技能・態度の育成に取り組んできました。しかし、知識の普及や理念の理解を踏まえた人権課題に取り組む意図的・計画的な教育実践が十分とはいえません。

また、児童生徒をめぐる問題として、いじめ・体罰・性的いやがらせなどが生じています。これらについても、スクール・セクシュアルハラスメントの相談窓口をはじめ各種の相談窓口を設置して相談機能の充実、問題の発生防止と解決に努めています。今後も、児童生徒一人ひとりの人権に十分配慮し、「児童の権利に関する条約」の趣旨を活かした教育活動の展開が求められています。

### (推進方針)

学校が児童生徒にとって安心・安全に過ごせる場所となるよう、日常の学校生活も含めて人権が尊重される環境づくりに努めます。

すべての学校で、校務分掌に「人権教育主任」を位置づけ推進担当者確立して、全教職員で取り組む推進体制を整えます。また、人権教育推進委員会等校内推進体制の機能を充実・強化します。

各学校で地域の人権課題を的確に把握し、教職員が共通に理解したうえで人権教育目標を定め全体構想を作成し、指導計画に位置づけます。

すべての児童生徒が、人権を尊重する考えに立って主体的に生活できる望ましい人生観や職業観を持てるよう、体験的参加型学習の導入など教育内容や方法を工夫したうえで、学力の向上を図ります。また、進学・就職においては、関係機関・団体と連携を図りながら、奨学金等の就学制度を積極的に活用するなど実効ある進路指導を行います。

学校内の人権教育の取組について家庭・地域社会に対して積極的に情報提供し、「開かれた学校」づくりを進めます。特に保護者の理解を得るため、授業参観・懇談会・講演会の開催や広報紙の発行など、保護者の関心や生活スタイルに配慮した取組を工夫します。

---

人権教育総合推進地域事業 = 社会教育で人権教育を進める事業。人権教育指導者研修事業（県実施分）と人権教育推進市町村事業（市町村実施分）から構成される。人材養成やイベント開催などの事業を実施する。  
スクール・セクシュアルハラスメント = 学校で教職員が児童生徒を不快にさせる性的な言動を行うこと。大人と子ども、指導・被指導の関係の下で起こるため、児童生徒が拒否することが困難であり逃れ難い状況で発生する特性がある。

(県立大学における現状と課題)

県立大学における人権教育は、個別のカリキュラムにおいて人間の尊厳や基本的人権、人権問題などについて講義が行われています。また、学内で発生する人権問題の解決に具体的に取り組むため、相談窓口を設け解決にあたっています。15県民意識調査でも、若年層が人権問題に関心が薄く人権に関する理解が乏しいとの特徴がでていることから、これまで以上に人権教育の取組が必要です。

(推進方針)

学生が主体的・積極的に人権問題に取り組める教育環境の整備に努めます。

(国立大学等における現状と課題)

国立大学等における人権教育については、法学一般や憲法などの法学の授業に関連して実施されています。また、教養教育に関する科目等として人権教育に関する科目が開設されている大学等もあります。

(推進方針)

大学等の自主的判断により、法学教育などの様々な分野において人権教育に関する取組に一層の配慮がなされるよう大学等と連携します。

(私立学校における現状と課題)

私立学校においては、策定予定の「大分県私立学校人権教育基本指針」等に基づいて、人権教育推進委員会等の設置や人権教育担当者の配置など学校内の推進体制が構築され、生徒への人権教育や教職員への研修が取り組まれています。しかし、専修学校においては提出書類の改善や人権問題に関する基礎的な取組などこれまで以上の取組が必要です。

(推進方針)

学校において人権教育を進める体制を確立します。  
生徒に対する人権教育や教職員の研修を充実します。  
入学願書等の書式改善など人権問題の取組を進めます。  
学校が行う人権教育や研修等の取組を充実・強化するため支援します。

(保育所における現状と課題)

保育所は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に生活時間の大半を過ごす場所です。家庭や地域社会との連携を密にして家庭教育の補完を行い、子どもの豊かな人間性を育成することが求められています。そのため、子どもの最善の利益を考慮しながら、子どもの福祉を積極的に増進する保育を行う必要があります。

(推進方針)

人との関わりの中で人に対する愛情や信頼感、人を大切に思う心を育て、自主・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを養います。  
子どもの人権に十分配慮し、文化や個性の違いを互いに認め尊重する心を育てます。  
子どもの性差や個人差に留意し、性別による固定的な役割分担意識を植え付けることのないよう配慮します。  
子どもに精神的な苦痛を与えたり、人格を辱めることがないよう保育します。

保育にあたり知り得た子どもに関する情報の保護に努めます。

### 3) 企業・団体における教育・啓発の推進

#### (企業における現状と課題)

企業は、地域社会における社会的責任という面から、公正な採用や公正な配置・昇任、職場環境の整備などを通じて企業内における人権の尊重を確保することが望まれています。そのためには、企業の個々の実情に応じて、人権教育・啓発の自主的、計画的、継続的な取組を推進する実施主体としての役割を担うことが求められています。公正採用については、国の労働局が県下の事業所に「公正採用選考人権啓発推進員」を選任して、差別のない採用・選考を行うよう研修を実施しています。また、県内の企業では、「人権問題に関する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図ることが社会における企業の果たす役割の一つである」という認識に立って、企業の立場から同和問題をはじめ広く人権問題の解決をめざして自主的に諸活動を行う」ことを目的として、1998年(平成10年)に県内主要企業で組織する「大分人権啓発商工連絡会」を設立し、研修会の実施、関係機関・関係団体との情報交換等の活動を行っています。しかし、15県民意識調査では、人権問題の講演会・研修会・学習会への参加経験については民間企業勤務者は大半が「一度もない」と回答しており、個々の企業までの情報提供が十分ではない実態がうかがえます。

#### (推進方針)

大分人権啓発商工連絡会の活動内容を支援するなど、企業に対する啓発・指導に取り組みます。

企業内の階層別研修に人権プログラムを設定するよう要請します。

人権問題の講演会等への参加を促すため、企業に対する広報や情報提供を充実・強化します。

#### (団体における現状と課題)

同和問題の早期解決を図ることを目的として、国・県・市町村の行政・教育機関で組織された「大分県同和問題啓発推進協議会」は、平成6年度に農林水産関係団体・経済団体・マスコミ等を加え、2002年(平成14年)には「大分県人権教育・啓発推進協議会」に組織変更しました。この協議会は企業・団体と行政・教育機関が連携して、人権教育・啓発に係る事業や研究、情報交換を行い、会員団体の研修支援に取り組んでいます。また、この協議会では人権教育・啓発の基本方針となる「今後の人権教育・啓発活動のあり方」を定めています。しかし、人権の取組を主体的に実施している企業・団体は限られものとなっており、多くの企業・団体は行事参加に留まっています。

#### (推進方針)

団体のトップや幹部職員に対する研修を充実します。

団体役職員に対する研修プログラムの開発を支援します。

会員団体に対する広報や情報提供を充実・強化します。

---

「公正採用選考人権啓発推進員」=ハローワークが選定した従業員30人以上の事業所で選任される。それぞれの事業所で公正な採用・選考システムの確立を図ることを主な役割としている。

「今後の人権教育・啓発活動のあり方」の具体的推進を図ります。

#### 4) 特定職業従事者に対する教育・啓発の推進

##### 行政職員に対する教育・研修

県職員については、職員研修所が実施する階層別研修に、人権に関する科目を設け、各層の職員に対して人権研修を実施しています。また、平成14年度に各所属に職場研修推進者を配置して体制を強化し、各所属単位でも人権に関する研修を実施しています。

階層別研修での人権研修を計画的に実施し、同時に各所属に対しては、特別研修の科目として職場研修推進者に対する職場研修支援講座を実施するなど、各所属単位で幅広く人権に関する研修が実施されるよう取組を進めます。

市町村職員は、「国連10年」の取組の中で職員研修体制を整備するなど人権研修に取り組んでいるほか、大分県市町村職員研修運営協議会の一般研修で人権カリキュラムを設定しています。

新たに定める市町村推進ガイドライン（実施基準）に職員研修体制の整備や人材の育成、プログラムの開発等を盛り込み、市町村の取組を支援します。

##### 教職員に対する教育・研修

公立学校では、県教育センターで教職員の人権教育に関する基本的な理解と認識を深めて実践者としての資質を高めるため、教職員のニーズや職能・経験年数に応じた研修を計画的に実施しています。また、各学校では、人権に配慮した職務遂行を図る中で、校内研修の充実や児童生徒の個人情報の取扱い等人権上の配慮に努めています。特に、「スクール・セクハラ防止のための啓発リーフレット」を作成・配布し、それを活用して各学校で研修を実施しました。さらに、(社)大分県人権教育研究協議会主催の研修会や県内外で開催される研修会に参加し、研修の成果を人権教育の実践に活用しています。

教職員一人ひとりが鋭い人権感覚を養い、あらゆる人権問題を自らの課題としてとらえ、人権問題に対する理解と認識を深めながら、児童生徒の感性に迫る指導ができるよう研修の充実に努めます。

私立学校では、外部講師を招聘する講演会や校内研修会などを開催する一方、県内外で開催される各種団体主催の研修会に参加して、あらゆる人権侵害や差別の解消を図る意欲と実践力を持った人材育成に努めています。特に県と(財)大分県私学協会が連携しながら「新任教職員人権・同和研修会」や「人権・同和教育指導者研修会」を開催し、同和問題をはじめとする様々な人権問題に取り組む教職員を育成しています。

(財)大分県私学協会などの関係機関・団体と連携しながら教職員の研修の充実に努めます。

県立大学では、情報技術の高度化や国際化の進展に伴って人権侵害が発生するなど人権問題も大きく変化している中で、教職員に対して人権意識の高揚を図り効果的な人権教育を行う知識や技能の向上を図るため、人権教育・研修の一層の充実に努めます。

#### 警察職員に対する教育・研修

警察は、国民の権利・自由を擁護する立場にあり、人権に対する正しい理解をもって、人権を尊重した警察活動を推進しなければなりません。そのために警察職員に対しては、あらゆる機会をとらえて人権に対する教養(教育・研修)を行います。警察学校における採用時の「初任科教養」では、基本的な人権についての教養を実施します。所属では、適切な市民応接を推進するための研修会の開催等各種の教養を行うとともに、教養資料を作成して人権に関する意識の啓発に努めるなど、「人権を尊重する」という職務倫理教養を徹底します。また、各種教養の機会をとらえて様々な人権課題について理解を深めます。

#### 消防職員に対する教育・研修

消防学校の「初任科教育」で人権問題の講義を設定しています。所属市町村では、「国連10年」の市町村計画に基づいて職員研修に取り組んでいます。

「初任科教育」の講義を工夫し介護研修等現場対応に役立つ研修を実施します。また、所属市町村職員研修が充実するよう支援します。

#### 医療関係者に対する教育・研修

高い職業倫理が求められる医師、看護師等の医療関係者に対する人権教育・研修の充実を図るため、学校・養成施設に働きかけるとともに、関係団体に対しても人権教育・研修への積極的な取組を要請します。

#### 福祉・保健関係者に対する教育・研修

障害者や高齢者、子どもと直接接する機会が多いケースワーカーや民生委員・児童委員、保健師、家庭相談員、母子相談員、保育士、ケアマネージャー、社会福祉施設の介護担当職員等に対して、人権意識の普及・高揚が図られるよう人権教育を実施しています。今後とも「豊の国福祉を支える人づくり研修事業」などを活用して、行政職員を対象とした県・市町村の障害福祉担当職員研修や社会福祉施設等の新任職員研修等で、人権に対する正しい理解と認識の向上が図れる研修を行います。また、これ以外の福祉・保健関係者に対しても系統的な研修が取り組まれるよう支援します。

#### マスメディア関係者に対する教育・研修

県政記者クラブ加盟の報道各社の責任者に対して開催する懇談会等、様々な機会を活用して人権に関する情報を積極的に提供します。

## 2 推進環境の整備

### 1) 人材の養成と活用

#### (教育の分野における現状と課題)

学校教育では、管理職や人権教育担当者を中心に県教育センター等において人権教育を主体的に推進する人材を計画的・継続的に養成しています。社会教育では、社会教育指導者や市町村の人権教育推進担当者を対象に研修会を実施し、指導者の養成と資質の向上を図っています。また、県内各地で人権教育を推進する講師として、大分県人権問題講師団を育成し、各市町村に配置しています。

「豊の国福祉を支える人づくり研修事業」=(行政・施設・団体の)社会福祉従事職員の資質向上を図り、県民に質の高いきめ細かな福祉サービスを提供するため、体系化された研修実施計画に基づく研修を行う。

市町村の人権教育担当者の専任配置や大分県人権問題講師団の積極的な活用など、推進体制の整備と活性化が必要です。

(推進方針)

人権教育に関する指導者の育成や人材の多方面からの活用など、指導体制の充実に努めます。

人権教育担当者等に対する研修の充実を図り、住民の感性に迫る学習活動を展開するため、体験的参加型学習を推進するファシリテーターを養成します。

(啓発・研修の分野における現状と課題)

県民啓発では、人権問題研修講師の資質の向上を図るため、重要課題に関する知識の深化や体験的参加型学習の手法の修得を目的としたステップアップ研修やフォローアップ研修を実施しています。企業・団体では、企業・団体啓発リーダー養成講座などを実施し、啓発・研修担当者(リーダー)を養成しています。市町村では、人権啓発担当者に職務に必要な知識や情報を提供する研修を実施しています。県職員では、全所属で独自に人権研修に取り組みよう所属推進者に対する研修を実施しています。新たな人権課題の情報や効果的な手法を取得し普及することが課題です。

(推進方針)

人権問題研修講師については、資質の向上のための研修を充実し、研修能力の平準化と向上を図ります。

企業・団体については、それぞれの企業・団体の状況に即した研修内容を工夫し、多数の啓発リーダーの養成に努めます。

市町村の人権啓発担当者に対しては、様々な人権課題を整理した知識や新しい研修・啓発手法を普及する研修を実施します。

県職員については、職場研修プログラムを開発し所属推進者に対して普及するなどきめ細かい取組を行います。

地域社会や職場における教育・啓発を効果的に行い研修能力の向上を図るため、指導者・担当者間のネットワーク化を促します。

## 2) 教材の整備と活用

(現状と課題)

人権問題全般や重要課題の分野ごとの図書や冊子等印刷物、ビデオ・CD等の視聴覚教材を整備しました。整備にあたっては、民間の研究機関や国の人権啓発機関の教材等を活用するほか、多くを本県独自でも制作しています。学校では、児童生徒の発達段階や学習者のニーズに応じた指導資料やパンフレット、ビデオ教材を作成・整備しています。これらの教材は「人権教育教材整備指針」に基づき整備を進めていますが、教材の整備主体間の連携が十分でないことから、重要課題の分野により整備状況に格差が生じています。今後は、今日的な人権課題に応じた教材の開発、既刊教材の一層の活用及び内容の改訂が必要です。

(推進方針)

新たな人権の課題や国際社会の取組を理解する教材を整備します。

児童生徒の関心や地域学習者のニーズに基づき指導資料や教材を整備します。

学習や研修の手法を普及する教材を整備します。

「人権教育教材整備指針」を改訂し、それぞれの整備主体に対して教材を体系的に整備するよう指導や支援を行います。

### 3) プログラムの開発

#### (教育の分野における現状と課題)

学校においては、児童生徒の発達段階に応じて校種別に目標を設定し、教育課程に位置づけています。教職員に対しては、人権教育に関する基本的な理解と認識を深め、実践者としての資質を高めるために、職務・職階・経験年数に応じた研修を実施しています。社会教育においては、社会教育指導者や市町村の人権教育担当者を対象に学習プログラム作成を支援するための研修会を実施しました。

今後とも、効果的な人権教育を展開するための学習プログラムの開発が必要です。また、プログラムを活用していく中で改善に取り組む努力が必要です。

#### (推進方針)

プログラムの内容に学校と地域社会が連携する視点を盛り込みます。

小・中・高等学校の系統的な指導のあり方や具体的な実施方法を明らかにするため、人権教育実践モデル研究指定校での実践的研究に取り組みます。

社会教育では、学習プログラム作成を支援するための研修会を開催し、併せて「人権教育推進のための調査研究事業(文部科学省委託)」における学習プログラム作成のための取組を援助します。また、これらの成果を県内の市町村に普及させるなど、活用を図ります。

#### (啓発の分野における現状と課題)

あらゆる場における教育・啓発を推進するため、研修のための体制づくり・進め方や研修手法等を内容とする「人権・同和問題啓発マニュアル～市町村編～」や「企業内同和問題研修の手引」、県の所属長や研修担当者を対象とする「人権研修の手引」を作成しました。

しかし、社会情勢の変化に対応した上記プログラムの改訂・増補や個別の特定職業従事者を対象とする専門的な研修プログラムの作成には至りませんでした。また、各種マニュアル・手引は作成したものの、十分活用されているとは言えず、研修の内容は人権一般、手法は講義型という従来どおりのものを全階層を対象に年1回実施するというものが多数となっています。人権問題への関心・理解を深める取組が体系的・計画的に行われていません。

#### (推進方針)

養成された人材が、職場や地域等あらゆる場において人権研修の指導者として活動できるよう、研修プログラムを工夫します。

教育・啓発の教材が、職場・地域等あらゆる場における人権研修で有効に活用されるよう、研修プログラムの中に教材の活用手法を盛り込みます。

既存のプログラムを、新たな人権課題の情報や手法を取り入れて活用しやすいものに改訂します。

---

人権教育実践モデル研究指定校=県の事業で、教育指導のあり方や系統的な実践、学校・地域・家庭の連携等について実践的研究に取り組んでいる。

特定職業従事者を対象とする専門的プログラムの作成を支援します。

#### 4) 情報提供システムの充実

##### (現状と課題)

人権情報の提供は、テレビ・新聞等のマスコミをはじめとして、県・市町村広報によるものや資料、ポスター、JR広告、ホームページなど、様々な媒体を通じて行っています。しかし、提供主体が独自に行うものが多く、内容が重複するものもあります。県民が簡単に関連情報を取得できるよう、統一された効果的な情報の発信が課題となっています。

##### (推進方針)

県が有する人権に関する人材や教材、学習の機会等に関する情報を体系化し、県民が簡便で迅速に利用できる「人権情報の場」を整備します。

「人権情報の場」に期待される機能

- ・学習機会等の情報収集と発信
- ・指導者のデータ登録と講師の斡旋・紹介
- ・視聴覚教材の展示と貸出
- ・資料の収集、配布
- ・図書収集、閲覧、貸出
- ・啓発や研修に関する相談
- ・ホームページの運営（制度の解説、イベント情報等）

#### 5) 国・市町村との連携

##### (現状と課題)

国との間については、大分地方法務局が主宰する「人権啓発活動ネットワーク協議会活動」に取り組み、法務省の人権啓発活動地方委託事業を活用して、効果的な啓発を推進するため連携を図ってきました。市町村については、ガイドライン等により市町村の取組を支援した結果、すべての市町村が「国連10年」行動計画を策定するなど取組が進みました。また、市町村によって取組に濃淡があることから、県が市町村の啓発事業に対して補助するなど支援しました。

今後は、効果的・広域的な啓発手法の確立のため、情報共有などのネットワーク化に向けた連携が課題となっています。

##### (推進方針)

市町村との情報共有等の連携を図り、効果的・広域的な啓発が全県で展開されるよう努めます。

市町村間の取組の格差を解消するため、市町村担当職員の研修を充実し市町村が実施する啓発事業を支援します。

国・県・市町村のネットワークを充実・強化するため、国のネットワーク協議会活動に積極的に取り組みます。

#### 6) NPOとの協働

##### (現状と課題)

近年、福祉、環境や国際協力、まちづくりなど様々な分野において、ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、その

---

人権啓発活動ネットワーク協議会 = 地方法務局が管内の人権擁護委員や地方公共団体等を組織して人権啓発活動を実施する協議会。都道府県協議会と地域協議会に区分され、本県には大分（県）協議会と大分・竹田地域協議会がある。

重要性が認識されているところです。特定非営利活動には、人権の擁護や平和の推進を図る活動をはじめ、保健、医療、福祉、まちづくり、社会教育の推進、子どもの健全育成、国際協力、男女共同参画社会の形成の促進など、人権施策と密接に関わるものが多くあります。平成16年度には、「差別をなくす運動月間県民講座」の取組を新たにNPOにも通知し、また、「人権啓発フェスティバルおおいた2004」では、ワークショップの場をNPOに提供するなど、人権問題に取り組むNPOとの協働を図りました。NPOとの協働は人権文化の構築には不可欠のものとなっています。

(推進方針)

NPOが主催する人権関係の講演会や相談事業などの活動を支援します。

NPOに対して啓発事業の情報を提供し、人権問題研修講師や啓発リーダーの養成講座にNPO関係者の参加を要請します。

それぞれの立場における人権の取組を進めるため、行政とNPO間の情報・意見交換を行います。

相談・支援・権利擁護の推進

人権・教育啓発の目的は、県民の誰もが人権に普遍的な価値を認めるとともに人権を正しく理解し、生活のあらゆる場面で人権を尊重する態度を示し・行動する人権文化を構築することです。一方、一人ひとりの県民が自己実現を追求するためには具体的な生活の中の様々な問題を解決する必要があります。また、差別的な取扱いを受けたり不合理な較差が生じていれば、その解消に努める必要があります。こうした問題を解決するためには、相談したり、支援を受けたり、自らの権利を行使できるなどの仕組みが必要です。特に重要課題の当事者や関係する人々には多くの仕組みが必要となります。

(現状と課題)

重要課題の人権や環境、消費者の問題については、政・教育機関や警察で相談や支援、権利擁護の取組が行われています。また、人権侵害については、法務局や人権擁護委員が人権相談や人権侵犯事件を担当し、最終的には裁判所で被害者の救済について決定されます。しかし、前回の県民意識調査では、人権侵害を受けたときの対応について「人権擁護機関に相談した」とする回答は2.8%、「役所に相談した」とする回答は4.6%となっており、計7.4%に過ぎません。一方、今回の県民意識調査では「人権侵害を受けたことがある」とする回答は31.3%となっており、国15調査の回答13.9%の2倍以上となっています。人権問題に関する相談の潜在的なニーズは高いと考えられます。

今後は、人権意識の高揚や人権課題の多様化・複雑化が進み、自己実現の追求支援や人権侵害の救済など行政が取り組むべき課題が増えることが予想されます。これに対応するため、簡易・迅速・柔軟・総合的な取組が必要です。国も人権擁護推進審議会の答申を受けて、「人権救済法案」等制度化を進めています。この答申では、相談・保護機能における地方公共団体の簡易・迅速な取組は、国の施策と連携協力すべきものとされています。

( 推進方針 )

県民が迅速に相談できるよう人権問題に関して県が行う各種相談・支援機関の情報を一元的に提供するシステムを整備します。

県民が簡易・効果的に相談できるよう人権問題に関する総合的な相談窓口のあり方を検討します。

人権問題に関する相談者の状況や相談の内容に応じた柔軟な手法を工夫するなど、相談機能を充実します。

人権問題に関する相談・支援を担当する職員の資質の向上を図るため、研修手法を工夫します。

高齢者・障害者等の福祉分野や男女共同参画の分野で取り組まれている人権問題に関する苦情解決制度の充実に努め、その他の分野における苦情解決制度の整備に取り組みます。

相談や支援、権利擁護について、国・市町村・NPO等との連携を図ります。

県が行う工事の発注や物品の調達等に際して、障害者を積極的に雇用する企業等の入札参加資格の優遇など、人権に配慮した企業等に対する優遇策について検討を行います。

## 第6章 様々な分野における人権行政の推進

わが国や本県での人権問題をめぐる状況やその取組の経過・方針について共通の認識を持つ必要があります。本計画での重要課題については原則的には県行動計画での分野別に準じていますが、わが国における固有の人権問題であり、人権課題の解決に向けて体系的な取組となっている同和問題を冒頭にしています。また、「様々な人権問題」分野の中で、「プライバシー」・「犯罪被害者」・「ネット社会の人権問題」・「性同一性障害」を新たな人権課題として別項としました。

### 同和問題

#### 1 これまでの取組

##### 1) 国の取組

同和問題は、一部の国民が出身を理由に結婚や就職など人生の節目で不当な扱い(差別)を受ける人権問題です。国は、1965年(昭和40年)に「同和問題はわが国固有の人権問題であり、この解決は国の責務であり国民的課題である」とする同和对策審議会答申を踏まえて、1969年(昭和44年)に同和对策事業特別措置法を制定しました。この法に基づく施策は、生活環境の改善・社会福祉の増進・産業の振興・職業の安定・教育の充実・人権擁護活動や啓発活動の強化など、総合的な取組となりました。同和对策に係る3つの特別措置法は2002年(平成14年)3月に期限となり、33年間の特別対策は終了しました。

##### 2) 県内の取組

県内においても、法に基づく事業や地域の実態に即した事業を実施してきました。生活環境の改善では、下水道・都市公園など社会基盤の整備や公営住宅の建設・改善、地区道路の整備、危険箇所対策などの住環境の改善に取り組みました。社会福祉の増進では、老人・母子の保健衛生施策や児童福祉施策、隣保館での相談事業や啓発・交流事業に取り組みました。産業の振興では、農林水産業の施設の整備や経営指導に取り組み、中小企業の経営相談所を設置して経営指導や融資事業に取り組みました。職業の安定では、職業相談や職業訓練事業により就職を支援し、企業・事業所に対して適正な採用選考を行うよう啓発や指導を行いました。教育の充実の分野では、学力の向上や進学率の向上のための学習指導や進路指導・進学奨励事業に取り組みました。学校同和教育では、教職員の資質向上や教材の整備、カリキュラムの開発、研究事業の実施などに取り組みました。社会同和教育では、市町村推進体制の整備や指導員・担当職員の育成、公民館・集会所の学級・講座での人権学習の推進などに取り組みできました。県民啓発の推進では、各種イベントの開催やテレビ等マスコミの活用などに取り組み、市町村・各種団体の取組を支援しました。

#### 2 現状・課題と基本方針

##### 1) 現状と課題

2002年(平成14年)1月に開催された大分県同和对策審議会は、この33年間の事業について、「生活環境の改善や産業基盤の整備などの物的事業は

---

隣保館 = 同和問題の解決を目的として設置され、平成9年から地域社会全体の福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとされ相談や地域福祉事業等人権課題解決のため幅広い事業に取り組んでいる。

相当な成果をあげ、周辺地域との較差はほとんどみられなくなった」。しかしながら、「進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる」。また、「結婚問題を中心に差別意識が未だに存在している状況である」。このように「今後の主要な課題は部落差別撤廃や人権尊重社会の確立に向けた教育及び啓発の推進である」と総括しています。

## 2) 基本方針

今後の同和行政を進めるうえで、国の同和对策審議会答申の基本精神や平成8年地対協意見具申の趣旨を踏まえ、県審議会の了承事項を基本方針とします。

同和問題は基本的人権に関わる問題であり、(部落)差別がある限り、人権を尊重するという基本姿勢でその解決に向けて積極的に取り組みます。

就労対策、産業の振興等の非物的事業については、必要な事業については一般対策を有効かつ適切に活用して、課題解決に向け実施します。

教育・啓発については、すべての県民の基本的人権を尊重していくための人権教育及び人権啓発として発展させ、一層の推進を図ります。

人権の世紀にふさわしい人権尊重の社会づくりは、本県における重要な課題の一つであり、今後も同和行政は人権行政の原点であり重要な柱です。

## 3 個別分野の推進方針

### 1) 生活環境の改善

社会基盤の整備では、下水道事業や道路整備など、生活の根幹的な公共施設の整備、改善を図ってきました。また、住宅政策は、低所得者への住宅の確保や劣悪な環境にある地域の改善等を中心に取り組み、ある程度の成果を得られました。今後は、過疎地域等における定住の促進や、高齢社会への対応、環境への配慮、安全な住まい・まちづくり等に対して必要な指導・支援を行います。また、地域の実情を踏まえ、かつ、地域の均衡に配慮しながら事業を推進します。

### 2) 社会福祉の増進

人権尊重社会の確立を掲げ、住民一人ひとりの権利と自己実現が保障される社会づくりや地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できる社会づくりなどを視点として「大分県民福祉計画」を策定しています。

高齢者や障害者施策については、地域の実情や事業対象者の状況、地域住民等の意見を踏まえたプラン・計画での施策を総合的・計画的に実施しています。

ひとり親家庭施策については、相談・指導事業を実施していますが、実態調査を通じて課題とニーズの把握に努めます。

住民参加の活動においては、隣保館など地域の公的施設を有効に活用します。

### 3) 産業の振興

農林水産業の振興については、生産基盤や近代化施設の整備等により地域の農林漁家の経営規模の拡大や経営の安定を図ってきましたが、施設の低利用や遊休

---

平成8年地対協意見具申 = 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方」について平成8年5月にまとめた地域改善対策協議会の意見具申。特別対策の終了が同和問題の早期解決をめざす取組の終了を意味するものではないことなど、今後の基本的な方向を示した。

化もみられることから、今後は、農林漁家の主体的な努力を支援します。また、地域農業の担い手の育成を図るため、集落営農の推進など地域農業の持続的な発展を支援します。

中小企業の振興については、小規模企業者に対して中小企業相談所を設置し経営指導を行ってきましたが、今後は県内中小企業の経営体質の強化や倒産防止対策を充実する中で、各商工会議所等の経営指導により小規模企業者の経営の改善や自立を支援します。

#### 4) 職業の安定

就職困難者等の就労支援については、県下のハローワークに職業相談員を配置して、大分労働局と連携しながら就職についての助言・指導を行っています。また、求職者のニーズにあった職業訓練枠を拡大するなど職業能力開発の機会確保に取り組んでいます。今後とも、雇用の促進・安定に努めます。

公正な選考採用については毎年、8月の「差別をなくす運動月間」を「就職差別撤廃月間」と位置づけ、経営者団体や従業員30人以上規模の県内全事業所に対して文書通知やパネル展開催等により啓発を行っています。また、大分労働局も公正な採用選考システムの確立のため、「公正採用選考人権啓発協力員」を新たに委嘱し、企業トップや既存の公正採用選考人権啓発推進員の研修を実施しています。引き続き大分労働局等と連携しながら公正な選考採用を推進します。

#### 5) 教育の充実

学校教育においては、児童生徒が、人間尊重の精神に基づき部落差別の不合理性に気づき、条理にあった正しい認識を深めるとともに部落差別の解消に積極的に努力しようとする意欲と実践力を育むよう指導してきました。今後は、人権教育の中で「生きる力」の育成を図り、引き続きあらゆる差別の解消につながる実践力・行動力のある児童生徒の育成を図ります。

社会教育においては、あらゆる学習の機会に、基本的人権の尊重を基調とする学習活動の促進と同和問題を解決するための実践的課題を明らかにして学習に取り組んできました。今後は、身の回りにおける人権課題について学習を深め、人権尊重が日常生活で態度や行動に現れるような人権感覚の涵養を図る教育として推進します。

#### 6) 県民啓発の推進

インターネットやテレビ・ラジオの効果的な活用等、若年世代や企業従事者の生活周期に適合するよう啓発媒体・方法を工夫します。

「差別をなくす運動月間」については、関係者参加型学習や地元住民参加イベントなど、県民の参加意欲に応える啓発の内容となるよう工夫します。

各種行事において同和問題啓発コーナーを設置します。

インターネットを利用した差別事象の根絶に向けて適切に対応するため、関係事業者や県民に啓発を行います。

隣保館は、地域社会のコミュニティーセンターとして公民館等と連携しながら

---

公正採用選考人権啓発協力員 = 公正採用について企業トップに対して理解を求め企業内の研修・啓発を効果的に行うため、経済団体の役員等を労働局が委嘱する。

ら啓発活動を推進します。

#### 7) 相談・支援の充実

1995年(平成7年)の大分県同和地区実態調査によると、同和問題を理由に人権侵害を受けた時の地区住民の対応は、「我慢する」との回答が40%、「身近な人に相談する」が25%、の順に多く、「市役所や町役場に相談」は1.3%です。隣保館は同和地区住民の生活相談全般に深く関わってきており、今後とも相談・支援体制を充実・強化できるよう関係団体との調整を図り、市町村を支援します。

### 女性の人権問題

#### 1 これまでの取組

##### 1) 国際社会と国の取組

国際連合は、性による差別の撤廃に世界的規模で取り組むため、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」と決議し、メキシコシティで初めての世界女性会議を開催して、1975年からの10年間を「国連婦人の10年」と決めました。以降、国連による女性の地位向上の世界的潮流がつくられてきました。1979年(昭和54年)の「女性差別撤廃条約」、1985年(昭和60年)の「ナイロビ将来戦略」、1993年(平成5年)には女性の権利は人権であると示した「ウィーン宣言」、1994年(平成6年)に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理念を打ち出したカイロ会議の行動計画、1995年(平成7年)には21世紀に向けた女性の地位向上の指針となる「北京宣言・行動要領」が採択されました。

わが国では、国際婦人年を受けて総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977年(昭和52年)には、「国内行動計画」を策定して、女性の地位向上に向けた本格的な取組が始まりました。1985年(昭和60年)には、「国籍法」の一部改正や「男女雇用機会均等法」を公布するなど国内制度を整備し、「女性差別撤廃条約」を批准しました。1996年(平成8年)には、男女共同参画社会の形成を促進する新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。法整備では、1997年(平成9年)に男女雇用機会均等法が改正され、雇用・就業における男女間の差別の禁止やセクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の配慮義務の規定が追加されました。1999年(平成11年)には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の形成が促進されています。また、女性に対する暴力が急増していることから、2000年(平成12年)に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001年(平成13年)には、「DV防止法」が施行されました。

##### 2) 県内の取組

県は、1980年(昭和55年)に「婦人の明日をひらく - 県内行動計画」、1991年(平成3年)には「おおいた女性プラン21」を策定しました。さら

---

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ = 「性と生殖に関する健康と権利」。女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態であることや性生活、出産に関し当事者である女性の自己決定を尊重する考え。女性の健康と安全を重視する。

に、2001年(平成13年)には「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、男女の平等と人権の尊重を基本理念として男女平等をめぐる意識変革や女性に対する暴力の根絶等を基本目標に盛り込みました。2002年(平成14年)には、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざすため、「大分県男女共同参画推進条例」を制定しました。また、2002年(平成14年)には、DVの被害女性からの相談を受け支援についての情報を提供するため「配偶者暴力相談支援センター」を、2003年(平成15年)には、男女共同参画の拠点施設として「消費生活・男女共同参画プラザ<アイネス>」を開設しました。

## 2 現状・課題と基本方針

### 1) 現状と課題

男女平等の確立と人権の尊重に向けた様々な取組が進められてきましたが、固定的役割分担意識や男女間の賃金格差など性別に起因する差別が依然として解消されていません。また、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの女性に対する暴力が社会問題となっています。

1999年(平成11年)に実施した大分県「男女共同参画社会づくりのための意識調査」では、女性の約27%が夫やパートナーからの暴力を経験し、20歳代女性の約6割がセクシュアルハラス・メントを経験しています。15県民意識調査では、家庭や職場、地域において女性は不利であると回答した割合が依然として高くなっています。女性の人権で問題となる項目では、DVやセクシュアル・ハラスメントと回答した人が増えています。平成15年度には、配偶者暴力相談支援センターに219件の相談があり、また、女性に対する暴力についての相談が大分県婦人相談所に391件、大分地方法務局「女性の人権ホットライン」に96件あり、増加傾向にあります。

女性に対する暴力の根底には、女性蔑視や所有意識、固定的な性別役割分担意識等などの男性優位の社会構造や女性の人権の軽視があります。女性の人権尊重のための啓発や教育を充実し、女性に対する暴力のない、女性が安心して生活できる環境を早急に整える必要があります。また就業待遇や男女間の不合理な賃金格差の是正、政策・方針決定の場への女性の積極的な参画などの取組が必要です。さらに、自らの性に関する女性の自己決定の尊重をはじめ、男女各々の人権が尊重される意識の醸成に取り組む必要があります。

### 2) 基本方針

男女共同参画社会の実現を基本目標として、平成13年に策定した「おおいた男女共同参画プラン」に基づき、以下の事項を基本方針とします。

固定的な性別役割分担意識の解消や女性の人権尊重の浸透を図り、女性の人権を保障する平等な社会づくりを推進するよう啓発に努めます。

女性に対する暴力を防止するとともに暴力根絶のため、広報・啓発に努め、また被害女性の救済、保護、自立支援への取組の充実を図ります。

女性の生涯を通じた健康を支援するため、健康教育や相談体制の確立を図る

とともに、男女が互いの性について正しく理解できるよう、学習機会の提供などの教育・啓発に努めます。

### 3 個別分野の推進方針

#### 1) 教育・意識啓発の推進

家庭や地域、職場等社会における慣行が、性別によって偏りが生じているもの、また生じるおそれのあるものについては、広く見直しを呼びかけます。

「女性に対する暴力は女性への人権侵害であり決して許されるものではない」という認識を徹底するための啓発・広報に努めます。

「性の商品化が女性の尊厳を傷つけるものである」という認識の浸透を図るため、学習機会を提供し意識啓発に努めます。

メディアに対して、固定的な役割分担意識の解消や女性の人権尊重のための活動情報を提供し、女性の人権に配慮した表現に努めるよう協力を要請します。

#### 2) 福祉保健の充実

女性が思春期や出産期、子育て期、更年期、高齢期の各ライフステージに応じた健康の管理・増進ができるよう情報提供や相談体制を確立し、健康教室や栄養指導などを実施します。

性に対する正しい知識や理解の普及を図るとともに性感染症やエイズの予防に関する教育を推進します。

#### 3) 就労の安定

雇用の場での性による差別解消のため、男女雇用機会均等法を幅広く啓発し、事業主や労働者に対して周知・徹底に努めます。

雇用の場での男女の不合理な格差を是正するため、事業主や労働者の意識改革を目的とする企業内研修を実施するよう働きかけます。

母子家庭の自立を促進するため個々の実情に応じたきめ細かな就業援助を行い、母親の就労を推進します。

#### 4) 相談・支援・権利擁護の充実

暴力を受けた女性に対して迅速で効果的な支援を行うため、関係職員や相談員のスキルの向上、相談支援体制の充実、関係機関のネットワークの構築に努めます。

夫・パートナーからの暴力の被害を受けた女性に対しては、プライバシーの保護や精神的な被害を十分配慮し、関係機関や関係団体等と連携しながら、被害者の救済・保護・自立支援への取組の充実に努めます。

配偶者からの暴力を防止し被害者の自立を支援するための基本計画の策定に取り組みます。

## 子どもの人権問題

### 1 これまでの取組

#### 1) 国際社会と国の取組

国際社会は20世紀に入ると子どもの権利の確立に向けて大きく取り組み始めました。1924年に国際連盟で採択された「児童の権利に関するジュネーブ宣

言」は、すべての国に、大戦を経て飢えた子どもや病気の子も、親を亡くした子どもなどの保護を呼びかけるものでした。次に、1959年（昭和33年）に国連で決議された「児童の権利宣言」は、「世界人権宣言」の趣旨を踏まえ、子どもが身体的及び精神的に未熟であることから、教育を受けることや差別されないことなど、より広く具体的な権利の保障を世界のすべての構成員に対して遵守する努力を要請しました。さらに、1989年（平成元年）に国連で採択された「子どもの権利条約」は、子どもを単に保護の対象として見るのではなく、子どもは権利の主体でありその権利を行使する主体であると位置づけ、思想・良心の自由や表現の自由など多くの権利を子どもに保障しています。

わが国では、1951年（昭和26年）に制定された児童憲章で「児童は、人として尊ばれる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」、「児童はよい環境のなかで育てられる」として、実質的に子どもの権利を宣言するものとなりました。児童福祉法は、「子どもを健やかに育成する」義務を大人に課しました。また、教育基本法は、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」ことを教育の目的として掲げています。1994年（平成6年）に日本政府は「子どもの権利条約」を批准し、1999年（平成11年）に制定された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）」では児童に対する性的搾取や性的虐待が児童の権利を著しく侵害するものであることを、また、2000年（平成12年）に制定された児童虐待防止法は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを明らかにして、子どもの権利擁護が明記されました。

## 2) 県内の取組

県においても、少子・高齢化の進行や国際化・情報化が急速に進展し、社会の構造は大きく変化しています。こうした環境の変化を踏まえ、県では、2000年（平成12年）年1月に「第5次大分県総合教育計画」を策定し、家庭や学校、地域社会が連携して子どもを育む施策の方向を示しました。また、2001年（平成13年）3月に「おおいた子ども育成プラン21」を策定し、子どもの人権を尊重する意識を家庭や社会の中に醸成する施策を進めることとしました。さらに同月、「豊の国青少年プラン21」を策定し、青少年の人権尊重を目標として教育・啓発や虐待・いじめ防止対策に取り組むこととしました。

## 2 現状・課題と基本方針

### 1) 現状と課題

核家族化や都市化の進行、地域社会の連帯感の希薄化を背景に、家庭や地域の子育て機能や教育力が低下するなど、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。学校では、知育偏重の教育の問題やいじめ・不登校の問題の深刻化、体罰・性的いやがらせの顕在化など従来の教育システムでは対応しきれない問題が生じています。

子どもは、成長発達過程にあるため、自己を適切に表現することが不十分な場

---

児童ポルノ禁止法＝国際社会では児童ポルノは極めて悪質な人権侵害と考えられており、日本製の児童ポルノが多いことから防止策をとるよう国際社会から強く要請があった。

合が多くあります。そのため、子どもに関することについては子どもの意見を反映しながら、子どもが安心・安全に生活し教育を受けることができる環境をつくり、子どもの権利を擁護する仕組みを構築することが必要です。また、将来の社会を担う青少年が社会との関わりの中で自己実現を図り、自立した個人として成長するよう支援していくことが必要です。しかし、社会の変化はボランティアなどに取り組む若者の増加など望ましい影響をもたらす一方で、青少年の非行やいじめ、不登校、ひきこもり、虐待など様々な問題が深刻となっています。一方、新たな問題として若者の社会的自立の遅れも指摘されています。

これらの問題解決にあたっては、青少年の問題が大人社会の問題の反映であることを認識して社会のあり方を見直すことが必要です。同時に青少年が主体的に社会性を身につけ、成長に応じて社会に適応できるよう家庭や学校、地域社会がそれぞれの機能を発揮し、連携して支援を行うことが求められています。

## 2) 基本方針

子どもが心身ともに健やかに育ち、21世紀を拓くたくましい青少年を育成できる社会を実現するため、次の事項を基本方針とします。

児童相談所をはじめとする関係機関・団体が密接に連携し、養育者への支援、親子関係の再構築等を通じて子どもの権利擁護を進めます。

子どもたちが安全な生活をおくり健やかに成長するようセーフティネットづくりを社会全体で取り組みます。

青少年の課題は社会そのものの課題であることを認識して社会のあり方を見直しながら施策を進めます。

子ども一人ひとりを大切にし、それぞれが人格をもったひとりの人間として尊重される教育活動を展開します。

生きる力を育む学校教育を充実し、家庭・地域社会に開かれた学校づくりを進めます。

## 3 個別分野の推進方針

### 1) 福祉保健の充実

育児不安の解消や子育てに関する負担感の軽減を図るため、相談体制や子育て支援サービスの充実など、地域の子育て環境の整備を推進します。

家族統合、家族養育機能の再生を目指しながら、子どものみならず親も含めた家族への支援を進めます。

児童養護施設の小規模化やケア担当職員の養成と資質の向上を図ります。

近年増加している被虐待児などのケアには、個別の対応が必要であり、家庭的な雰囲気の中で生活する里親制度の充実を図ります。

### 2) 教育の推進

学校では、全教職員による一致協力した指導体制を確立し教師と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の好ましい人間関係を育てる教育活動を推進します。

学力の向上については、小・中・高等学校の12年間を見通した上で、各学校段階における基礎・基本の確実な定着を図り、学習意欲の喚起や学習習慣の確立に向けた取組を積極的に行います。

子どもたちに豊かな人間性や対人関係能力等の社会性を培うためにボランティア活動・自然体験・社会体験等の豊かな体験活動を推進します。

3) 青少年の健やかな育成

豊かな人間性や規範意識・社会性を身につけた青少年を育む社会をつくるため、有害な環境の除去に努めます。

青少年が主体的に望ましい社会性を獲得できるよう、社会的自立につながる活動機会の充実に努めます。

4) 相談・支援・権利擁護の充実

虐待の発生予防や早期発見・早期対応、アフターケアの充実に図ります。

非行や不登校、ひきこもり等社会への適応に困難を抱える青少年やその保護者等に対する支援体制を充実します。

いじめや不登校、問題行動等の解決を図るため、スクールカウンセラー等の配置拡充を進め、学校における教育相談機能を充実します。

適応指導教室（教育支援センター）の充実に努め、不登校児童生徒を地域ぐるみでサポートするシステムの構築を推進します。

## 高齢者の人権問題

### 1 これまでの取組

1) 国際社会と国の取組

国際社会では、1982年（昭和57年）にウィーンで開催された高齢者問題世界会議で、各国の高齢者政策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」が採択されました。1991年（平成3年）の国連総会では、「高齢者のための国連5原則」が採択され、翌年の国連総会において国際社会の高齢者政策を促進するため、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。

わが国では、1986年（昭和61年）に「長寿社会対策大綱」が定められ、1995年（平成7年）年に「高齢社会対策基本法」が施行されて、高齢社会対策の基本理念と施策の基本的枠組みを明らかにしました。1996年（平成8年）には同法に基づく「高齢社会対策大綱」が定められ、政府の高齢社会対策の中長期にわたる基本的・総合的な指針となりました。さらに、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えて本格的な高齢社会に移行することから、2001年（平成13年）には新しい「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。

高齢者の保健福祉分野では、1989年（平成元年）に「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」を策定し、公共サービスの10年間の基盤整備目標を設定しました。このプランは1999年（平成11年）の「ゴールドプラン21」へと継承されています。2000年（平成12年）4月からは介護保険法が施行され、介護支援制度が行政の措置から利用者の契約に基づく保険制度に転換し、わが国の高齢者保健福祉施策は新たな段階を迎えています。

## 2 現状・課題と基本方針

### 1) 現状と課題

本県では、2004年（平成16年）10月1日現在の高齢化率が23.7%となっており、年々上昇しています。15県民意識調査によれば、高齢者の人権で問題となる項目については、前回調査や全国調査と比べて「経済的自立が困難」が増えており、また、「一人暮らし等の不安」が多く、若年層ほど虐待や邪魔者扱いをあげる回答が多くなっています。さらに近年、高齢者に対する身体的・精神的な虐待、財産権の侵害、孤独死や自殺の増加などが深刻な社会問題となっており、高齢者の尊厳が尊重され生き生きと安心して暮らせる社会の構築が求められています。一方、都市化の進展や核家族化の進行に伴い、子どもたちが高齢者とふれあう機会が少なくなっており、高齢者との多様な交流を通して高齢社会に対する理解を促進することが必要です。

### 2) 基本方針

「豊の国ゴールドプラン21」に基づき、以下の事項を基本方針とします。

すべての人が社会の主人公として、主体的に自己実現を図りながら、豊かな高齢期を送れるような地域社会の実現を目指します。

高齢者が、いつまでも心身ともに健康を保ち、地域社会で積極的な役割を果たしながら生き生きと生活できるよう、各種施策を総合的に推進します。

介護の必要な高齢者が、自らの意思に基づき自立した生活が送れるよう、必要な介護サービス基盤の整備を量と質の両面にわたって推進します。

## 3 個別分野の推進方針

### 1) 社会参加と生きがいづくりの推進

高齢者の生きがい活動の拡充を図るため、全市町村に「高齢者の生きがいと健康づくり推進会議」を設置し、生きがい活動や交流活動の拠点として、老人憩いの家や軽作業所に加えて、学校の余裕教室等の有効活用を検討します。

魅力ある老人クラブづくりを支援し、老人クラブ加入を促進します。

全ての市町村の高齢者がシルバー人材センターを利用できるよう、センターへの加入を進め、広報・啓発活動や研修等を進めます。

### 2) 生涯学習の推進

「おおいた県民アカデミア大学」を活用して、県民の生きがい創出と地域のリーダーとなる人材の育成を図ります。

県が実施する「主催講座」と市町村や大学等の公開講座からなる「連携講座事業」を連携づけるなど県民に幅広い学習機会を提供します。

県民の学習ニーズに応えるため、インターネットで県立生涯教育センターや県立図書館と市町村等を結び、多様な学習情報や図書情報を提供します。

### 3) 認知症高齢者施策の推進

デイサービスやグループホームなど、認知症高齢者に対する治療・ケア体制を充実し、認知症高齢者の尊厳を守るため、介護現場における身体的拘束の禁止など認知症高齢者に対する介護の質の向上を図ります。

#### 4) 生活環境の整備

「在宅高齢者住宅改造助成事業」を引き続き進めるとともに、公営住宅等のバリアフリー化や高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）の計画的整備など、住宅環境の整備を進めます。

「大分県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設や民間の公共的施設、交通機関等のバリアフリー化を進めます。

#### 5) 相談・支援・権利擁護の充実

高齢者の総合的な相談窓口である大分県社会福祉介護研修センターの「大分県高齢者総合相談センター（シルバー110番）」や各市町村の在宅介護支援センターの利用促進と各機関の連携を図ります。

高齢者のうち8割を超える元気高齢者に対して、できるだけ長く元気で日常生活を送ることができるよう、介護予防事業や「食」の自立支援事業などを推進します。

高齢者が経済的理由や家庭環境等により、自宅での生活が困難となった場合に生活を支援する機能をもったケアハウスや生活支援ハウス等を、地域の実情を踏まえて整備します。

大分県社会福祉協議会や国民健康保険団体連合会における苦情解決体制の機能強化を図ります。

自己決定能力が不十分な高齢者に対する地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用促進など、各種の支援を強めていきます。

高齢者への虐待に対して、「大分県高齢者虐待防止対策協議会」と連携して各地域において関係機関によるネットワークを整備し、発生の予防や早期発見・早期対応などの防止策に取り組みます。

### 障害者の人権問題

#### 1 これまでの取組

##### 1) 国際社会と国の取組

国際社会では、1975年（昭和50年）の国連総会で採択された「障害者の権利に関する宣言」が、障害者の権利発展の大きな基礎となりました。1981年（昭和56年）の「国際障害者年」とそれに続く「国連障害者の10年」では、障害を「個人の属性」ではなく「社会との関係」であるとして、障害者が地域で共に生活することを目指す「ノーマライゼーション」の理念が広まる一方で、障害の除去（バリアフリー）が新たな課題として提起されました。

わが国では、国際社会の動向を受けて、1993年（平成5年）に、障害者の自立の促進と社会や経済、文化その他あらゆる分野への活動への参加の促進を目的とする「障害者基本法」が制定されました。その後も、1994年（平成6年）に「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、2000年（平成12年）に「高齢者、身体障害者等の

---

シルバーハウジング＝高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様を備え、生活援助員を配置して生活指導・相談や緊急時の対応等のサービスが受けられる公共賃貸住宅。

公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）、さらに地方自治体においては「福祉のまちづくり条例」が制定されるなど、障害者や高齢者が市民として共に参加・利用できるまちづくりが取り組まれています。また、2002年（平成14年）12月には、新しい「障害者基本計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）が策定されました。2003年（平成15年）4月には、行政の措置制度から利用者が主体的にサービスを選択する支援費制度に移行しました。

## 2) 県内の取組

県では、2004年（平成16年）3月に、平成16年度から平成25年度を計画期間とする新しい「大分県障害者基本計画（第3期）」を策定しました。

この計画は、「自立生活の実現」や「利用者本位の支援体制の確立と主体的選択の実現」、「共生社会の実現」を基本理念として、「サービス基盤の整備と住まい・働く場の確保」や「地域生活への移行と相談支援・権利擁護の充実」、「社会参加・交流活動の推進」、「人生の各段階・生活の各場面における総合的支援」などの施策を実施していくことにしています。

## 2 現状・課題と基本方針

### 1) 現状と課題

15県民意識調査によれば、障害者の人権で問題となる項目では、「人々の障害者への理解不足」や「就職時や職場での不利な扱い」、「差別的な言動」とする回答が多くなっています。また、2003年（平成15年）に実施した障害者実態調査では、知的障害者の6割・精神障害者の4割の人が「誤解や偏見のためにいやな思いをしたことがある」と回答しています。障害や障害者に対する偏見や差別（「心のバリア」）には依然として根強い実態があります。

現在、県内の民間企業における障害者の雇用率は全国でもトップクラスですが、一部の業種・企業規模で必ずしも十分とはいえず、法定雇用率未達成の企業もあります。また、知的障害者・精神障害者の雇用は非常に遅れており、就労を促進する必要があります。

障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会（共生社会）を目指すノーマライゼーションの理念を定着させ、共生社会を実現することが必要です。

### 2) 基本方針

大分県障害者基本計画（第3期）に基づき、次の事項を基本方針とします。

障害者が暮らす身近な地域で、各種サービス基盤の整備やグループホームなどの住まいの確保を図り、就労による経済基盤の確保を促進するなど、自立生活を実現するための施策を推進します。

地域での自立した生活に移行することを促進し、地域での生活を支える相談支援の体制を整備充実します。また、苦情解決体制や権利擁護に関する制度の周知・利用促進を図り、本人主体の生活を実現する施策を推進します。

---

支援費制度 = 平成15年4月に開始した障害者福祉の新制度。障害者が自ら福祉サービスの内容や提供事業者を選択し、対等な関係で契約を結ぶ。支払い能力に応じ自己負担し、残費を市町村が支援費として支払う。

IT（情報通信技術）の活用を図り、コミュニケーションの円滑化と活動・就労支援を推進します。また、豊かな生活と共生社会を実現するため、文化・スポーツの振興、社会参加や交流活動を推進します。

障害者の自立生活を実現するため、人生の各段階・生活の各場面における総合的支援を行うサポート体制を確立します。また、様々な活動主体が相互に連携を取りサービスを提供できるようネットワーク化を進めます。

### 3 個別分野の推進方針

#### 1) 相互理解の促進

ノーマライゼーションの定着と共生社会の実現を図るため、「障害者週間」や「障害者の日」などについて、マスコミなどを活用して、障害や障害者への理解を深める県民啓発を行います。

学校では、車いすやアイマスクなどの体験学習の実施や総合学習で障害者との交流を図り、ボランティア活動への参加を呼びかけて福祉活動を推進します。

地域で開催される催し物などに、障害者が主体的に参加し地域住民と交流できる環境を整えます。

#### 2) 特別支援教育の充実

巡回教育相談を実施し併せて県教育センターや盲・聾・養護学校における教育相談の充実を図ります。また、学習障害児等については在籍児童生徒への理解・啓発を図り、学校に対する相談・支援体制を整備します。

高等部を有する知的障害養護学校に「進路支援地域推進協議会事務局」を設け、職場の開拓・定着の推進や進路指導の充実を図ります。

障害をもつ子どもを生涯にわたって支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握して関係者・関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うための「個別の教育支援計画」を作成します。

障害をもつ子どもや特別支援教育に関する啓発資料を教育・福祉等関係機関に作成・配布し、適正な就学や特別支援教育に関する理解の促進に努めます。

#### 3) 雇用・就労の促進

公共職業安定所などと連携して職業相談を実施します。

ジョブコーチによる支援など職場定着のための支援を充実します。

行政職員や教職員採用試験において障害者の計画的な採用を進めます。

パソコン講習会などの技能取得研修を実施します。

#### 4) 文化・スポーツの振興

文化施設などにおける音声ガイドによる案内サービスなど、障害者のニーズにあったサービスを提供できる施策を推進します。

スポーツ指導員やボランティアの養成と強化を図り、障害者が地域で開催されるスポーツイベントなどに積極的に参加できる環境を整備します。

#### 5) 相談・支援・権利擁護の充実

障害者がサービスを有効に活用できるよう、障害者ケアマネジメントを推進し、公的機関とケアマネジメント実施機関との連携や障害者就業・生活支援センター等の充実を図ります。

市町村職員や施設職員、障害者相談員などに対して、障害種別ごとの実態や特性などを踏まえた人権や権利擁護に関する研修を行うなど、障害者の自己決定権を尊重する理念や手法を普及します。

利用者が権利として適切なサービスを受けられるよう福祉サービスに関する苦情解決制度の周知に努めます。また、福祉サービスの質の向上や利用者の権利擁護を図るため、第三者評価機関の導入を検討します。

知的障害者や精神障害者に対して、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用促進などを通じて自立した地域生活が送れるよう支援します。

県民一人ひとりが他人に対して思いやる気持ちを持つ「心のユニバーサルデザイン」についての意識づくりを推進します。

#### 6) 福祉のまちづくりの推進

大分県福祉のまちづくり条例に基づき、県民が自由に安心して生活できるように、ユニバーサルデザインの理念による福祉のまちづくりを推進します。

県立施設は、ハートビル法及び福祉のまちづくり条例に基づく新築や改修を行います。

市町村施設や民間施設においても、ユニバーサルデザインの理念の普及に努め、バリアフリー化を促進します。

交通バリアフリー法に基づき、障害者が利用しやすい低床バスの導入や鉄道駅などのエレベーター・エスカレーターの設置、身体障害者の利用できるトイレの設置などを、公共交通事業者に要請します。

盲導犬や介助犬などの補助犬の利用を進め、身体障害者補助犬法で定める補助犬を公共施設や飲食店、ホテルその他各種施設へ同伴することについて県民や関係施設への周知を図ります。

### 外国人の人権問題

#### 1 これまでの取組

##### 1) 国内の情勢

社会経済のグローバル化が急速に進展する中、わが国に在留する外国人の数は増加の一途にあり、平成14年末には185万人を超えました。これは、わが国の総人口の約1.4%にあたり、10年前(1992年・平成4年末)の約1.5倍となります。特にアジアや東欧諸国が経済発展を遂げる中で、ニューカマーとよばれる労働者や研修生、留学生が大幅に増えているのが特徴です。

2002年(平成14年)に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「国は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる」が、「島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる偏見や差別意識の存在など」を背景として、「わが国の歴史に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対

---

ニューカマー＝1980年代以降アジア各地や中南米、東欧などから多くの人々がわが国に渡来し、生活している。これらの新渡来者をそれまでの定住外国人と区別してニューカマーと呼ぶことがある。

する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している」と分析しています。また、外国人が関係する犯罪が大きく取り上げられる傾向があることから、特にアジア系外国人に対する差別や偏見は社会問題となっています。

## 2) 県内の取組

国際化の進展に対応し、県では、2000年(平成12年)度の県職員の行政職採用試験から受験資格の国籍条項を撤廃しました。また、2001年(平成13年)3月に「大分県国際交流・協力推進大綱」を策定し、「世界に開かれた活力ある地域社会の創造」を目標に、外国人も暮らしやすい地域社会の形成に取り組んできました。具体的には、県や市町村、(財)大分県国際交流センターなどが、生活情報ハンドブック、外国語マップの作成や外国語併記案内板の設置等により、外国人への情報提供を行っています。また、外国青年招致事業の実施や国際理解講座の開催等により、地域住民や青少年の異文化理解に取り組んできました。奨学金の支給や国民健康保険料の補助等により、留学生への生活支援も行っています。

## 2 現状・課題と基本方針

### 1) 現状と課題

立命館アジア太平洋大学の開学等による外国人留学生の急激な増加により、県内に在住する外国人登録者数は年々増えており、平成14年末では7,857人と10年前(平成4年末)の約1.7倍に増えました。特に、留学生数は平成15年5月には2,336人となり、人口比で東京都に次いで全国第2位となりました。本県では、在住外国人の出身国は96か国にわたるなど、様々な言葉や習慣、肌の色が異なる人達が隣り合わせで暮らしています。これに伴い、アパートの入居拒否やアルバイトでの雇用差別など、人種や言語、習慣、宗教等の違いからくるトラブルも発生しています。

これまでのような受入環境の整備だけでなく、人権問題まで踏み込んだよりきめ細かな取組が必要となっています。世界の様々な国や地域から来県し共に生活する人々は、我々に様々な考え方や活力を与える大切なパートナーです。これらの人々を特別視し単に客人として扱うのではなく、地域社会への積極的な参画を求め、活力ある地域づくりに共に取り組むことが大切です。

### 2) 基本方針

様々な国籍の人々が差別や偏見なく安心して暮らせるよう、外国人の人権を十分配慮しながら、県民の異文化理解や国際意識の向上を図り、留学生等外国人への支援やサービスを一層きめ細かく行います。

外国人にかかる具体的な人権問題に対して迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関と連携しながら相談・サポート体制の充実も図っていきます。

地域住民や様々な国の人々が、多様な文化や価値観をお互いに尊重しあい、共に活力ある地域づくりに参画できる社会システムの構築に努めます。

## 3 個別分野の推進方針

### 1) 相互理解の促進

言語や習慣、宗教等の違いから生じる差別や偏見をなくすため、地域や学校

等で異文化理解のためのイベント等を開催します。

留学生等の在住外国人に対しても、日本の文化や習慣等を理解するための取組を行います。

2) 情報提供・生活相談・支援の充実

在住外国人に対して、インターネットや広報誌を活用して暮らしにかかる情報を提供し、関係機関と連携してきめ細かな生活相談等を行います。

留学生が安心して学べるよう、奨学金支給やリユース物品の提供・セカンドファミリーの紹介など様々な支援を行います。

3) 保健・医療・福祉サービスの充実

外国語の医療用語集や外国語で受診できる医療機関リストの作成など、在住外国人が安心して医療を受けられるための情報提供を行います。

一定の条件を満たす留学生に対して国民健康保険料の一部を補助します。

4) 就労の促進

本県で学ぶ留学生の中には、卒業後も県内での就労を希望する者が多いため、留学生インターンシップ事業などの留学生コンソーシアム事業により、留学生の県内就職を支援します。

雇用において留学生に対する差別がないよう、事業者に対してセミナー等を開催します。

5) 住宅・生活環境の整備

留学生は、賃貸する住宅が容易に見つけれないなどの問題があるので、専用住居の提供や公的機関による住宅保証等を行います。

文化や生活習慣などの違いや双方の誤解などから生じる近隣とのトラブル等を解消するため、地域住民や留学生に対して啓発活動を行います。

6) 社会参加の推進

様々な国の人たちが、ビジネスや地域活など等幅広い分野の社会活動に参画し活力ある地域づくりに取り組めるよう、「留学生人材情報バンク」などを活用し、在住外国人参加型の社会システムの構築に努めます。

## 医療をめぐる人権問題

### 1 これまでの取組

1) 国内の情勢

医療技術の進歩や医療体制の整備で、感染症や難病の患者・家族に対する社会の偏見や不合理な取扱いは徐々に改善されてきています。しかし、2003年(平成15年)11月に熊本県で発生したハンセン病の元患者に対する宿泊拒否事件や精神病患者が関係する事件を大きく取り扱う傾向など、感染症や精神病に対する理解と認識は十分ではありません。また、インフォームド・コンセントや「セカンド・オピニオン」の普及の取組、医療における身体拘束(抑制)の問題など、患者の人権を尊重する取組が課題となっています。

---

留学生コンソーシアム＝県内の大学などからなるNPOを中心に、留学生に対する支援や地域社会との連携、国際性あふれる人材の育成を行う。

## 2) 県内の取組

県では、1992年（平成4年）9月にエイズに対する偏見や差別が根強いことから「大分県エイズ対策基本方針」を定め、県民や学校、事業所に対して正しい知識の普及啓発を進めています。また、医療機関と患者・家族との信頼関係を構築するため、大分県医療安全支援センターを2003年（平成15年）8月に設置し、専任の相談員による中立的立場からの医療相談を実施しています。さらに、2004年（平成16年）3月には、大分県地域保健医療計画を改定し、人権に配慮した医療サービスの提供を進めることにしています。

## 2 現状・課題と基本方針

### 1) 現状と課題

ハンセン病や結核などの感染症については、治療法が確立された今もなお誤った認識が存在し、また、エイズ患者、HIV感染者などに対する偏見は根強く、医療関係者の深い理解と人権を尊重したサービスの提供が求められています。また、臓器移植の場合などにおける臓器提供者・家族等のプライバシーの問題や身体拘束（抑制）の問題など、患者の人権を尊重する医療を進めることが必要です。

### 2) 基本方針

2004年（平成16年）に改定した大分県地域保健医療計画においても「人権に配慮したサービスの提供」を掲げ、保健医療の分野における人権尊重の認識の深化と人権を尊重したサービスの提供をめざして、人権に配慮した各種施策を積極的に展開します。

## 3 個別分野の推進方針

### 1) 啓発活動の推進

感染症や難病に対する偏見や差別は、認識不足から来るものが多いことから、市町村や関係団体、学校、事業所等と連携し、さまざまなメディアを通じて情報を提供し、正しい知識の普及・啓発を図ります。

患者に対しては、患者の人権を尊重した適正な医療の提供を推進します。

### 2) 人権教育・研修の推進

高い職業倫理が求められる医師、看護師等の医療関係者に対する人権教育・研修の充実を図るため、学校・養成施設に働きかけるとともに、関係団体に対しても取組を要請します。

身体拘束（抑制）については、「患者の人権尊重」と「安全な治療」を保障するため、拘束（抑制）のあり方について検討を進めます。

学校では、保健学習や特別活動等を通じて、HIV等の感染症やハンセン病を正しく理解し、差別と偏見の解消に努めます。

### 3) 相談・支援・権利擁護の充実

大分県医療安全支援センターの活動を通じて、中立的な立場で患者と医療機

---

セカンド・オピニオン＝第2診断。はじめに相談した専門家とは別の専門家の意見を聞くこと。1980年代にアメリカで生まれた。医療情報の公開を進めるものとされている。

関の橋渡しを行い、医療サービスの向上と患者の人権尊重に取り組みます。

学校では、教職員が一体となって児童生徒の相談を受け、支援を行うよう権利擁護体制の整備に努めます。

様々な人権問題

## 1 プライバシーの保護

### 1) これまでの取組

今日、情報化社会の進展に伴い、コンピュータやネットワークを利用した大量の個人情報が処理されており、個人情報の取扱いは今後ますます拡大していくものと予想されます。個人情報は個人の人格と密接に関わる情報であり、その性質上、取扱いを誤ると個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。

欧米諸国においては、個人のプライバシーの侵害を未然に防止し人格的利益を守るため、1970年代から個人情報保護に関する法制の整備が始まりました。

1980年に各国の規制内容の調和を図る観点から、OECD理事会勧告において、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」が示されて以降は、世界各国で急速に個人情報保護法制の整備が進みました。

わが国では、1999年(平成11年)の住基ネット導入を契機に、国民が安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤整備が進みました。

2003年(平成15年)5月に「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)をはじめとする個人情報保護関連5法が公布され、2005年(平成17年)4月から全面施行されることとなっており、人権侵害の未然防止やそのためのプライバシー保護の重要性に対する認識が深まっています。

### 2) 現状と課題

コンピュータやインターネットの普及・発達による情報通信技術の急速な浸透に伴い、豊かで便利になった反面、個人の情報が大量に外部漏洩し、脅迫や架空請求などの犯罪に利用される事態も生じています。

15県民意識調査では、人権問題の中で「インターネットなどによる個人情報やプライバシー保護に関心がある」とするものが全体の29.3%となっており、県民の個人情報保護に対する関心が高まってきています。本県では、地方公務員法に基づく公務員の守秘義務による個人情報保護に加え、2001年(平成13年)12月に個人の権利利益の保護を目的とした「大分県個人情報保護条例」を制定しました。この条例において、県の機関等が行う個人情報の収集、利用、提供、管理等の適正な取扱いに関する事項や県の機関が保有する本人情報の開示を請求する権利、事業者の責務などを定め、個人情報保護対策に努めてきました。

---

プライバシー＝プライバシーに関する権利は従来の「一人にしてみらう権利」から「自分に関する情報を管理する権利」として考えられるようになってきている。

個人情報＝個人情報とは、例えば氏名や住所など特定の個人を識別できる情報をいう。

住基ネット＝住民基本台帳ネットワークシステム。平成15年8月本格稼働。住民基本台帳を基礎データにして公的な証明を全国どこでも受けられるとするもの。公的個人認証サービスに使用できる。

情報セキュリティポリシー＝平成15年3月に行った県の公務情報の取扱いに関する宣言。物理的セキュリティ対策 人的セキュリティ対策 技術的セキュリティ対策、から構成される。

2003年（平成15年）3月に県の機関や職員の行動原則である「情報セキュリティポリシー」を策定し、組織的・総合的なセキュリティ管理を図っています。

個人情報、国や地方公共団体のみならず、様々な民間事業者によって広く取り扱われており、個人情報の保護の実効性を確保するために関連する施策が一体的・総合的に講じられる必要があります。

### 3) 基本方針

個人情報は、個人の人格と密接に関連しており、「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条に則り、慎重に取り扱われるべきです。このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その目的や態様を問わず、適正に取り扱います。また、個人情報保護法の基本的な考え方にに基づき、個人情報の有用性に配慮しながら官民一体となって個人情報の保護に取り組みます。

### 4) 推進方針

#### （行政が取り扱う情報）

個人情報の保護に関して職員の意識の向上に努め、個人情報保護制度の一層の充実を図るため、必要に応じて個人情報保護条例の見直しを行います。

また、市町村と連携を図り、個人情報保護に関する啓発に努めます。

#### （民間事業者が取り扱う情報）

個人情報保護法では、区域内の実情に応じ住民・事業者への支援や苦情の処理のあっせん等について、地方公共団体が必要な措置を講じる責務があるとされています。このため、個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を周知するための広報活動に取り組みます。また、事業者の相談等に適切に対応するなど、事業者の主体的な取組を支援します。

## 2 犯罪被害者やその家族の人権問題

### 1) これまでの取組

わが国には、先進諸国で早い時期から行われている犯罪被害者やその家族（以下「被害者等」という。）の支援を行う社会的システムがなく、人権の保護や経済的援助、精神面の救済などの社会的な支援も十分ではありませんでした。

1974年（昭和49年）に発生した「三菱重工ビル爆破事件」が契機となり、1981年（昭和56年）に「犯罪被害者等給付金の支給に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、故意の犯罪行為により、死亡した被害者の遺族や身体に重い障害が残った被害者に対し、国が給付金を支給する犯罪被害者給付制度が発足しました。その後、1991年（平成3年）に開催された国のシンポジウムで、特に精神面の救済の必要性が問われ、更なる被害者支援施策の推進が要望されました。また、1995年（平成7年）に発生した地下鉄サリン事件により国民の被害者等に対する理解が進み、1999年（平成11年）には内閣に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」が設置されました。政府をはじめ、関係機関、マスコミ及び民間の被害者支援団体等社会の各層で被害者支援の重要性の認識が高まっています。

### 2) 現状と課題

被害者等は、その直接的な被害だけでなくその結果として、「事件による精神

的衝撃とその後の生活の支障」や「捜査などによる精神的負担や時間的負担」、「同じ被害や警察への通報による報復の不安や恐怖」、「司法手続きにおける情報疎外感」、「生計を維持する家族の喪失による経済的困窮」、「近隣の噂話やマスコミの取材」、「報道などによる不快感やストレス」などの精神的被害や経済的被害等多くの二次的被害を受けています。

県民一人ひとりの安全と幸福を確保するため、被害者等の視点に立ち、被害者等の安全の確保、精神的被害の軽減、被害品の早期回復及び被害の再発防止等を図るなど被害者対策を進める必要があります。また、被害者等が抱えるニーズは、生活上の支援を始め、医療や公判、マスコミの取材に関する事など極めて多岐にわたっていることから、警察が行う被害者支援ですべてに應えることは困難となっています。関係機関・団体の密接な連携が必要です。

### 3) 推進方針

真に被害者等のニーズに応える支援を行うため、関係する自治体や司法、福祉等の諸機関や大分被害者支援センター等の関係団体、民間団体の緊密な連携を図り、被害者支援に関する機関・団体のネットワークを構築します。

被害者支援の現状及び重要性について、あらゆる機会と広報媒体を活用して県民に広く周知し、理解を求める広報を推進します。

カウンセラーやボランティア等直接的に支援に関わる要員の充実に図り、被害者等に対する情報の提供や精神的被害の軽減、被害の回復等に努めます。

保護対策資機材の整備運用などにより、被害者等の安全の確保、被害の再発防止に努めます。

## 3 ネット社会の人権問題

### 1) 現状と課題

インターネットは近年急速に普及し、2003年(平成15年)末には全国民の60%が利用するなど、情報の収集・発信、コミュニケーション手段として生活の利便性は大きく向上しています。一方、その匿名性を悪用した差別表現の流布やプライバシーの侵害などの人権侵害の事例が発生しています。

国はインターネット等による情報の流通で権利の侵害があった場合の業者の責任の範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」を制定し、2002年(平成14年)5月に施行しました。また、法の施行に併せて「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を作成し、被害者がプロバイダ等に対して送信防止措置を依頼する手続等を示しました。更に、国はこのガイドラインを2004年(平成16年)10月に一部改訂し、重大な人権侵害事案に対しては法務省人権擁護機関がプロバイダ等に対して直接人権侵害情報の削除要請を行うことを盛り込んで、人権侵害に対してより適切・迅速な対応をすることとしました。

### 2) 推進方針

県内のインターネット接続業者に対し、プロバイダ責任制限法の趣旨を踏まえた人権侵害の防止についての措置を要請します。

県民に対し、インターネットを利用する際のモラルについて啓発します。

学校において、インターネットを利用する際のモラルについて教育します。

#### 4 性同一性障害や異性愛外（同性愛等）の人権問題

##### 1) 現状と課題

心の中の性（性の自己認知=gender）と体の性（生物学的性=sex）が一致しないことから持続的に違和感を感じ、生物学的な性を転換したいと強く希望する「性同一性障害」の人々は全国で7000人以上と推定されています。日本精神神経学会は1997年（平成9年）に「性同一性障害に関する答申と提言」を発表し、治療法を定め戸籍の変更等制度的な問題を提起しました。その後、性同一性障害をめぐる裁判や地方議会議員選挙への当事者の立候補・当選など社会的に取り上げられることとなり、2003年（平成15年）7月には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例法」が成立し、戸籍上の性の変更が制度化されました。

また、異性愛者以外の性的指向を持つ人々に対して、伝統的な価値観や宗教上の理由などから、雇用における差別や嫌がらせがあり差別表現の対象になっているという現状が指摘されています。

##### 2) 推進方針

地方公共団体の書類の様式をはじめ、不必要な性の記載項目を改善するように努めます。

性に関する違和感を理由とした差別意識や偏見の解消に向けて啓発に取り組みます。

#### 5 その他の人権問題

先住民であるアイヌの人々の尊厳を守る取組は、現在コミュニティがある地域を中心に行われていますが、日本社会が先住民族とともに構成されてきたという基本的な認識の普及や差別・偏見をなくす教育・啓発が必要です。

なんらかの理由で路上生活者となった人々の社会復帰を支援する取組と同時に、路上生活者への偏見を解消し暴行事件を防止する教育・啓発が必要です。

拉致問題は重大な人権侵害であるとの認識に立った教育・啓発を行う必要がありますが、一方で、拉致被害者の帰国問題に関して在日朝鮮人への嫌がらせが発生しています。また、中国残留孤児の帰国者は、多くの問題を抱えて日本で生活しています。これらの人々の歴史的な背景を踏まえ、差別・偏見をなくす教育・啓発が必要です。

企業や団体の活動が法令に違反した場合、これを是正して消費者や社会システムの安全を守るためには内部情報が必要です。2004年（平成16年）6月に「公益通報者保護法」が成立し、内部情報の通報者の保護が図られることになりました。通報者に関する守秘義務など社会の理解が進むことが必要です。

これらの問題のほか、雇用形態の激変による労働者への人権侵害や経済・雇用等の問題による中高年の自殺、など社会には様々な人権の課題があります。あらゆる人権の課題に県民の理解と支援を得られるよう積極的に啓発する必要があります。

## 第7章 計画の推進方策

### 県の推進方策

- 1 大分県人権施策推進本部を設置し、本県における人権施策を総合的に推進します。
- 2 本県の人権施策の推進にあたり、大分県人権尊重の社会づくり推進審議会に意見を求めます。
- 3 計画を具体的に進めるため、実施計画や教材整備に係る指針類、市町村を支援するためのガイドライン（実施基準）などを策定します。
- 4 大分県人権施策推進本部の取組について単年度ごとの進行管理を行います。
- 5 県民をはじめ県内のすべての構成員が人権尊重の社会づくりに取り組むため、条例の制定等新たな枠組みを検討します。

### 関係団体との連携と県民との協働

- 1 法務省や文部科学省をはじめとする国との連携を強化し、教育・啓発や人権尊重の社会づくりのための施策を推進します。
- 2 市町村の取組を支援し、県下全体で人権尊重社会づくりを進めます。
- 3 企業や関係団体へ教育・啓発の取組を要請し、人権文化の構築を進めます。
- 4 個々の県民やセルフヘルプグループ・NPO・当事者団体に情報を提供し、組織化や連携を働きかけ、協働して人権施策を進めます。
- 5 議員・宗教者・法曹関係者・マスメディア関係者等人権の実現に影響力を持つ職業者に対して情報を提供するシステムを検討するなど働きかけを進めます。

### 計画の推進期間と見直し

- 1 国の「人権教育・啓発に関する計画」や本県の長期計画を踏まえて中長期的な計画とします。
- 2 必要に応じて適宜見直しを行います。

---

セルフヘルプグループ＝病気や心身障害、依存症、近親者の死亡など同じ悩みを持つ人や家族がグループを組織し生きる力を取り戻すことを目標にする。ピア・カウンセリングなど多くの活動事例がある。

# 大分県人権施策基本計画

## 【資料編】

1	人権に関する国連の主要な取組	4 4
2	国の取組	
	・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	4 5
	・人権関係法令一覧	4 6
3	大分県の取組	
	・人権尊重の大分県をめざす宣言	4 8
	・大分県における人権関連条例等の一覧	4 8

### 参考資料

世界人権宣言	4 9
日本国憲法(抜粋)	5 3

資料1 【人権に関する国連の主要な取組】

西暦	国際年・会議・事項名	国際(国連)10年	条約名
1945	国連憲章調印・国連発足(56)		
1948	世界人権宣言		ジェノサイド防止条約
1949			人身売買禁止条約(58)
1951			難民条約(81)
1953			婦人参政権条約(55)
"			奴隷条約改正条約・議定書
1954			無国籍者地位条約
1956			奴隷慣行廃止補足条約
1957			既婚婦人国籍条約
1959	世界難民年		
1959	児童の権利宣言		
1961			無国籍削減条約
1962			婚姻同意・年齢・登録条約
1965			人種差別撤廃条約(95)
1966			国際人権規約A規約(79)
"			国際人権規約B規約(79)
"			国際人権規約B規約選択議定書
1967			難民条約議定書(82)
1968	世界人権年		
"	世界人権会議(テヘラン)		戦争犯罪時効不適用条約
1971	人種差別と闘う国際年		
1973	アパルトヘイト禁止条約		
1975	国際婦人年		
"	世界女性会議(メキシコ)	国際婦人の10年	
1979	国際児童年	(1976~1985)	女子差別撤廃条約(85)
1980	世界女性会議(コペンハーゲン)		
1981	国際障害者年	国際障害者の10年	
1984		(1983~1992)	残虐刑罰等禁止条約(99)
1985	世界女性会議(ナイロビ)		スポーツアパルトヘイト禁止条約
1986	国際平和年		
1987	国際居住年		
1989			国際人権規約B規約選択議定書
"			児童の権利条約(94)
1990	国際識字年		移住労働者等権利保護条約
1993	国際先住民年	アジア・太平洋障害者の	
"	世界人権会議(ウィーン)	10年(1993~2002)	
1994	国際家族年	第3次人種差別と闘う	
1995	国際寛容年	10年(1993~2002)	
"	世界女性会議(北京)	世界先住民の国際10年	
1996	貧困根絶のための国際年	(1995~2004)	
1999	国際高齢者年	人権教育のための国連	女子差別撤廃条約選択議定書
"		10年(1995~2004)	
2000		貧困根絶のための国連	紛争時児童の権利選択議定書(04)
"		10年(1997~2006)	児童売買春児童の権利選択議定書(05)
2001	反人種主義差別撤廃世界会議		
2002			残虐刑罰等禁止条約選択議定書(未発効)

注1.条約に係る西暦年は国際連合が採択した年である

注2.条約名の次の( )内の数字は、日本政府が加盟・批准した西暦年である

## 資料2 【国の取組】

### 〈 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 〉

平成12(2000)年12月6日公布・施行 法律第147号

#### (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

#### (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

#### (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

#### (基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

#### (年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

#### (財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 (略)

##### (見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に係る基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

〈 人権関係法令一覧 〉

分野	法令の名称	施行日	備考
人権全般	日本国憲法	昭和21年11月 3日	
	教育基本法	昭和22年 3月31日	
	人身保護法	昭和23年 7月30日	
	人権擁護委員法	昭和24年 5月31日	
	人権擁護施策推進法	平成 8年12月26日	
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成12年12月 6日	
同和問題	同和対策事業特別措置法	昭和44年 7月10日	失効
	地域改善対策特別措置法	昭和57年 3月31日	失効
	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	昭和62年 3月31日	平成 14年 3月末失効
女性	母子及び寡婦福祉法	昭和39年 7月 1日	
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和47年 7月 1日	
	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	平成 3年 5月15日	
	男女共同参画社会基本法	平成11年 6月23日	
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成12年 5月24日	
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	平成13年 4月13日	
子ども	学校教育法	昭和22年 3月31日	
	児童福祉法	昭和22年12月12日	
	少年法	昭和23年 7月15日	
	社会教育法	昭和24年 6月10日	
	勤労青少年福祉法	昭和45年 5月25日	
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	平成11年 5月26日	
	児童虐待の防止等に関する法律	平成12年 5月24日	
高齢者	老人福祉法	昭和38年 7月11日	
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	昭和46年 5月25日	
	高齢社会対策基本法	平成 7年11月15日	
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	平成13年 4月 6日	
高障 齢者者	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律	平成 6年 6月29日	
	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律	平成12年 5月17日	
障害者	身体障害者福祉法	昭和24年12月26日	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	昭和25年 5月 1日	
	知的障害者福祉法	昭和35年 3月31日	
	障害者の雇用の促進等に関する法律	昭和35年 7月25日	
	障害者基本法	昭和45年 5月21日	
	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律	平成 5年 5月26日	
	身体障害者補助犬法	平成14年 5月29日	

	法令の名称	施行日	備考
医療等	公害健康被害の補償等に関する法律	昭和48年10月 5日	
	らい予防法の廃止に関する法律	平成 8年 3月31日	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	平成10年10月 2日	
	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律	平成13年 6月22日	
外国人	出入国管理及び難民認定法	昭和26年10月 4日	
	外国人登録法	昭和27年 4月28日	
	国際受刑者移送法	平成14年 6月12日	
その他	犯罪者予防更生法	昭和24年 5月31日	
	行政不服審査法	昭和37年 9月15日	
	消費者保護基本法	昭和43年 5月30日	
	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律	昭和56年 1月 1日	
	行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律	昭和63年12月16日	
	行政手続法	平成 5年11月12日	
	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	平成 9年 5月14日	
	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律	平成11年 8月18日	
	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	平成12年 2月13日	
	犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律	平成12年 5月19日	
	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律	平成12年12月 6日	
	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	平成14年 5月27日	
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	平成14年 8月 7日	

### 資料3 【大分県の取組】

#### 〈 人権尊重の大分県をめざす宣言 〉

「人権の世紀」といわれる21世紀を展望し、世界人権宣言50周年を契機として、人権が尊重される大分県の実現に向け、県民とともに努力していく決意を表明するため、次のとおり人権尊重の大分県をめざす宣言をおこなう。

平成10年12月4日

大分県知事 平松 守彦

#### 人権尊重の大分県をめざす宣言

世界人権宣言50周年の節目の年を迎えた今日、国の内外においては、なお人権にかかわる多くの問題が存在している。

「人権の世紀」といわれる21世紀を目前にして、今こそ、人類普遍の原理である基本的人権にかかる理念をゆるぎないものとしなければならない。

大分県は、この理念を実践し、人権施策を総合的に推進するため、本年3月に「人権教育のための国連10年・大分県行動計画」を策定した。

この計画の目標とする「人権という普遍的文化」を構築するためには、一人ひとりが自らの尊厳を認識し、相互に人権を認め合い、差別や偏見の解消に向け、不断の努力を積み重ねていかなければならない。

すべての人の人権が尊重され、豊かに共生できる大分県の実現をめざし、県民とともに努力していくことをここに宣言する。

#### 〈 大分県における人権関連条例等の一覧 〉

分野	条例等の名称	施行日	備考
女性	大分県男女共同参画推進条例	平成14年 3月29日	
	大分県男女共同参画推進条例施行規則	平成14年 5月31日	
子ども	大分県青少年問題協議会設置条例	昭和28年10月 9日	
	青少年のための環境浄化に関する条例	昭和41年 4月15日	
	青少年のための環境浄化に関する条例施行規則	昭和41年 6月 3日	
高障 鈴害 者者	大分県精神保健福祉審議会条例	昭和40年10月19日	
	大分県障害者施策推進協議会条例	昭和48年 3月31日	
	大分県福祉のまちづくり条例	平成 7年 3月15日	
	大分県福祉のまちづくり条例施行規則	平成 7年 6月30日	
その他	大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和53年12月23日	
	大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則	昭和54年 4月 1日	
	大分県個人情報保護条例	平成13年12月25日	
	大分県個人情報保護審議会規則	平成14年 2月19日	
	知事が保有する個人情報の保護等に関する規則	平成14年 5月31日	同様の規則を各任命権者ごと制定
	大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則	平成14年 5月31日	

# 世界人権宣言

1948（昭和23）年12月10日  
国連第3回総会で採択  
（国連広報センター訳）

人類社会の全ての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視および軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信念の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制および圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利および自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にもこれらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的および国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱い若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべての人は、いかなる場所においても、法律の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法律の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条 犯罪の訴追を受けたものは、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法または国際法により犯罪を構成しなかった作為または不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条 すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条 すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的および原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条 すべての人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままに国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中およびその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家族は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条 すべて的人是は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない

第18条 すべて的人是は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて的人是は、意見および表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく意見を持つ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を超えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条 すべて的人是は、平和的な集会および結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条 すべて的人是は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2 すべて的人是は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保証される投票手続によって行なわなければならない。

第22条 すべて的人是は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条 すべて的人是は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて的人是は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ、有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて的人是は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて的人是は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及

び余暇をもつ権利を有する。

第25条 すべて的人是、衣食住、医療及び必要な社会的施設により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齡その他不可抗力による生活不能の場合には保障を受ける権利を有する。

2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条 すべて的人是、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条 すべて的人是、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて的人是、その創作した文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて的人是、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条 すべて的人是、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて的人是、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道德、公秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 日本国憲法(抜粋)

昭和21(1946)年11月3日

(基本的人権)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

(国民の責務)

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

(個人の尊重)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等)

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。  
2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

(思想、良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(表現の自由)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。  
2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住、職業選択の自由)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

(婚姻)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。  
2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育の権利義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。  
2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利義務)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。  
2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。  
3 児童は、これを酷使してはならない。

(基本的人権の本質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。